

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

しばらく休憩します。

午前九時〇〇分休憩

——・——

午前九時〇一分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

9月8日、町長から提出された認定第1号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について議案を撤回したいとの申し出がありました。お手元に配付のとおりです。議案の撤回についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、議案の撤回についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

町長から議案の撤回について提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

議案の撤回について理由を申し上げます。

平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、9月8日に決算書を提出し、認定をお願いしておりましたが、決算書記載内容の中に、事前に必要な議会議決を経ずに不納欠損処理した部分があることがわかりました。担当課では、財務規則、不納欠損に係る要綱の設置により不納欠損できるものと考えておりましたが、上級機関に確認をしたところ、地方自治法第96条第1項第10号の権利放棄に係る議会議決が必要であるという結論になったものでございます。つきましては、一旦、決算認定に係る議案を撤回いたしたく、議事進行の上で大変ご迷惑をおかけしますこと、陳謝申し上げます。よろしくご了解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） お諮りします。

ただいま議題となっています議案の撤回について許可することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についての議案の撤回についてを許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前九時〇四分休憩

——・——

午前九時〇五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

お諮りします。

ただいま町長から、議案第13号 権利の放棄についてが提出されました。お手元に配付のとおりです。これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号 権利の放棄についてを日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3 議案第13号 権利の放棄についてを議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） 提案理由を申し上げます。

議案第13号は、権利の放棄についてでございます。

町営住宅大浜A団地4号、杉本隆子さんが平成25年10月18日に死亡し、保証人であり相続人となっている子どものうち2人は死亡、1人は職権消除により住所不明の状態となっているものでございます。大浜団地については、現在、新規の入居を見合わせていて家財道具はそのままになっているわけですが、今後とも未納分の家賃の回収は難しいと判断し、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、債権の放棄について議会の議決をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） おはようございます。

議案第13号 権利の放棄について細部説明を申し上げます。

町営住宅大浜A団地4号、杉本隆子さんが平成25年10月18日に死亡し、ご遺体は大阪在住のお孫さんが何とか引き取ってくれたものの、保証人であり相続人となっている子どものうち2人は死亡、1人は職権消除により住所不明の状態となっていたもので、大阪のお孫さんにも未納分の家賃の納付と家財道具の引き取りを求めてはきたのですが応じてもらえず、最後にはこのお孫さんとも連絡がとれない状況になっているものでございます。大浜団地については、現在、新規の入居を見合わせていて家財道具はそのままになっているわけですが、簡易裁判所に申し立てをして強制的に明け渡しの判決をもらうにも相当な裁判費用が必要ということもあり、今後とも未納分の家賃の回収は難しいと判断し、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、債権の放棄について議会の議決をお願いするものでございます。なお、債権放棄する額は18カ月分の住宅使用料126千円でございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。高野議員。

○7番（高野正君） 大変時間がかかっていますが、この方、家賃126千円滞納って

言っておられますけれども、亡くなって今までの分、数えたら、そんなもんで済まないでしょう。要は、亡くなってから今までずっと何しやったんよという話なんですよ。だから、周りから見たら、あそこ空いているのに家財道具そのまま放ってということで見られますよね。その間、職権消除されておりと言いますけれども、もう亡くなって、お孫さん、ご遺体を引き取りに来たときでも、どうするんかって話詰められなかったんですか。今までちょっと時間がかかり過ぎだと思えるんですけど。今後とも、こういうことがないとも限りませんので。それで、以前から申し上げているように、保証人2人付けてあるというけれど、やっぱりある程度保証人というのは、役場の職員の皆さんでも一緒やけれど、保証人2人ほど出しているでしょう、皆さん。しょっちゅう、そういう保証人確認していかな。1回とったら定年退職まで保証人そのままやってなことは、あり得ないことでしょう、普通は。そうだと思うんですよ。これ今聞いたのもそうですけれど、ついでに美浜町の職員の皆さん、保証人出してそのまま何年に一遍ぐらい書き替えているんですか。そういうことと同じですよ、課長。一遍、保証人とったらもうそのままやと、とっているから、こういうことになったら、どうもこうもならんようになってくるでしょう。裁判費用かかるしというけれども、裁判費用も別に裁判してもいいじゃないですか、こんな。給食のことも出ましたけれど、裁判でも、たとえ30千円でも1,000千円かかった裁判費用でも取りに行くやと、美浜町そうするんやって、要るときは要る、仕方ない、こんな。やっぱり、きっちり、決まりを守らせるためにもそういうことをきっちりしていかなあかんの違いますかね。これは、一遍保証人とったらって、だからそれでずっとやっているからこういうことになるでしょう。一体、どない思われていますか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） まず、その美浜町の職員の保証人の更新の件ですが、これについては当初採用のときに出していただいて、それ以降の更新というのはございません。それと、今回のこのケースでございますけれども、お亡くなりになる前に何かご病気で入院されたというときからお孫さんを頼ってということで、その方は当初かかわってくれていたということらしいんですけども、亡くなられた後、ご遺体引き取っていただいて、最初は連絡とれていて、そのときに後のその明け渡しとか、未納についてのお話は、当初は担当のほうからはさせてもらったということらしいんですが、その後、この分を何とかという話をしますと、今は、他は連絡とれんけれども、権利者というのか、孫は私だけではないと、私だけ連絡がとれるから私が全てせなあかんというのは納得できやんというような話で、その後、役場から電話かけても出してもらえないというふうな状況で、当初はある程度その人に接触というか、話はできた状態だったようなんですけども、その後そういうお金の話、何とか後の処分をお願いしますということにした際に、もう連絡がとれなくなってしまっているという状況でございます。それと、確かに保証人なっている方、もう亡くなってしまっている、行方不明になってしまっているその方をそのまま保証人に置いていたのはどうかというご指摘は、それはもうごもつともだと思います。なかなか、何年

に一回、そしたら保証人さんをその都度出し直してくださいというのは難しい面はあるんですけども、ちょっと一度そこは検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 亡くなってからの家賃も取れやし、それでも家財道具置いていたら、そのときも家賃請求できるはずですけども、保証人もいない、身内もいないって、行方不明ということになれば、いたし方のないことかもしれません。ですけど、その条例で入居されるときに、保証人が5年に一遍更新ですよとか、やっぱりある程度やっていかないと、何のために保証人とするんですかということになりますよね。だから、そこなんです。こういうときのための保証人でしょう。だから、役場の職員の皆さんでも、入るときは保証人出してそれっきりやと。民間では、10年に一遍は書き替えていますよ、しっかりした民間企業では。だから、やっぱり当然保証人になるって、例えば職員の皆さんでも、同い年ぐらいでは言いに行きませんよね。例えば、親父の兄弟、おじさんとか、お婆さんとか、当然そういうところでしょう。言っちゃ悪いですけども、おじさん、お婆さんのほうが、基本的に、先、亡くなります。そしたら、もうそれっきりですよ。これ、何のために保証人とするのかなということが一つと、もう結構ですけども、だから職員でも、絶対、保証人、10年に一遍は書き替えていかないとだめですよ。こんな公営住宅なら、5年に一遍ですよ。そういうのをきちっとやっていきませんか、課長。何とか検討してみますということと違って、できるだけ早くする必要があると、私は考えるんですが、課長、どうお考えですか、これで質問止めますけれども。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 入居されている方には、それぞれ事情いろいろある方も多うございます。例えば、入るときにかなり苦勞して保証人さんを探してもらってやっと入ってもらったという方もおられます。今、その全員の方にまた改めて保証人をということになりますと、そのときは保証人になってもらえたけれども、ちょっともう今だったら、ようならんよ、保証人見つからんよというふうなケースも出てくることも考えられます。その場合、今入っているのに出てもらわなんというふうなケースも考えられます。その点も含めて、ちょっと勉強させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

保証人、また要るんだったら保証人ないよ。今入っている人、ほんならまた出てもらわな。出てもらわな仕方ないんですよ、そういう方は。そのための保証人でしょう。そういうことないということは、出てもらわな仕方ないんですよ。そこは、はっきりしときませんか。こんなの、せつかく入ってもらったのに保証人ないから出てもらわなって、公告のときにうたい文句つけといたらいいんですよ、保証人のある方って。それ、考えていたら

何もできませんよね。保証人のある方ですよ。だから、絶対、保証人は必要なんですよ。職員だって同じですよ。極端なこと言うと、使い込みした、損害賠償出てきた、保証人、もう亡くなっておらん、丸つきりですよ、1円も返ってきませんよ。そういう悪く考えたら、そういうことですよ。保証人というのは、伊達や酔狂で保証人になっているわけやないんですよ。保証する人ですよ、本人の代わりに、それが保証人です。考えなくてもいいと思うんですが、その辺、どうお考えなのか。ないとなったら出ていってもらわないかん、それは当然の話じゃないですか、課長。どうですか。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は9時30分とします。

午前九時二十一分休憩

——— . ———  
午前九時三〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。町長。

○町長（森下誠史君） 高野議員にお答えいたします。

議員が先ほどからおっしゃっている保証人等々という形でございますが、私も理解しているつもりでございます。ただ、今までこういった形で、町営住宅、公営住宅、そして職員の保証人等々、先ほど総務政策課長のほうからご答弁させていただいたとおり、現実にはしていないというのが状況でございます。その辺も含めた中で、今後ということでございますが、前向きに一度勉強したいと思っておりますので、その辺でご理解を賜りたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） ほかに質疑ありませんか。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） この権利の放棄についてということで少しちょっと質問の本旨からずれると思うけれども、そこらはちょっとお許しいただきたいと思っております。

この権利の放棄ということに関連してでありますけれども、私も、昨日から一晩ゆっくり考えてみたんです。当初、今、課題とされておりますこの住宅の使用料の未収金という、普通、世間一般では亡くなった方には、それは財産も相続されるかわりにマイナスの財産、いわゆる借金も相続されますよというのは常ですけれども、そのとき借金のほうが多い場合は相続しないというのが世の常、もうそんなん言わいでもわかっていると思っておりますけれども、こういうことはあり得るなど。この未収金のほうが、さっき審議あったんですけれども、このほうについては、これはもう当然かなって、僕、感覚的に思っていたんです。だから、その給食費のほうから、ちょっと質問させてもらったんです。そこは、もうご理解いただけると思っています。しかし、これ去年の9月議会の議会だよりなんです。この中に、学校給食費ということについてクエスチョンで滞納については、アンサー、累積で2,690千円、ほんでクエスチョンで滞納しているのはどういった家庭か、ここでアンサーで生活が困窮しているとは思えない家庭である。それで、未納の対策方法は、月1回の徴収訪問をし、分割で収受しているという、これ正確な議事録じゃないんで何ですけれども、こう

いう議会だよりで報道を載せております。そういうことからしたら、考えてみたら、普通の税金と違って学校給食というものについては、それは、万全な対策ではないとしても準要保護という制度がございます。準要保護という制度がある中で未納を繰り返すということは、性格からいうたら悪質な、この場で去年はその払えないような家庭、困っているような家庭やと思えへんということまで書いているんですから。それを、毎月行って払ってくださいよということであるとしたら、いわゆる期限、その時効については援用というんじゃないしに延期してきた、執行の停止をしてきたわけなんでしょう、毎月行ってきたって理論的に言って。ほんで、今回、急に援用を利用します、よう払えませんといい援用の宣言があったといいますけれども、普通から言うたら、援用は口頭でもできるってなっておりますけれども、その借りているほうが、私はもうこれ時効来たましたと、だから援用の採用して払う意思はございませんという口頭できちんとした場面が必要なんですよ、口頭でもできるとしても。ただ、払えへんよ、ないわと、これじゃ、この援用というものに相当しないと思います。そこで、一番肝心なところです、皆さんにご理解していただきたい。私、なぜまだ今日はこの話をぶり返すかって一晩考えてみたら、同じ役場の職員の中で税務課がおられます。税務課というのは、公債なんで、確かにもうその執行期限が来たらもうもらいにも行けん、受け取りもできんというのがそうなんですけれども、ほんだら、実際問題、税務課の徴収に行くほうが、いわゆる行きたくない場面、修羅場に立たされる場面というのは非常にあると思うんです。じゃ、給食費のほうは悪質やけれども、行って、はい、まとめてこんだけもう援用でしましたからというて、法的にはそうかもわかりません。しかし、ここで議員の一席を与えてもらった人間としたら、そこら辺はやっぱ職員に対して、平等に、ちょっとそっち甘ないかい、そんなことやっていたら、税務課、頑張る意欲なくしますよという思いがあるんです。そののところ、ご理解いただきたい。そこでですけど、同じように、それは法的にもう2年経ったら構わんね、それは援用してあるんで、それは払わんと言ったやつも、もう援用の宣言やうて言うたらそうなりますかともわかりませんが、普通からいうたら、同じように給食費のほうも努力も認めます。毎月行っていると、ここにも書かれているんですし、それも認めますし、いろんな事情もあるのも認めます。だから、同じように、給食費のほうも権利放棄の議案を出して、ここで審議して権利放棄して不納欠損出したらどうですか。そこから先は、これ法的なものというより人道的というか、道義的なもんだと思うんですけれども。法的な追及はしませんけれども、道義的にはどうしても、私、やっぱりこの住宅費のほうよりこの給食費のほう、法的というより心情的にはどうしても腑に落ちないんです。それは、繰り返しになりますけれども、職員の平等、これから税務課の人が徴収に行くという意欲のためにも、ここら辺はきちんと線引いといたほうが平等だと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 田淵議員にお答えをいたします。

田淵議員のほうから、道義的にというか、心情的にというかという話があったんですけども、このことについては、お気持ちは非常に理解もしているつもりでありますし、今までも手を抜いてというか、そういうことじゃもちろんなかったわけなんですけれども、結果としては徴収をすることができなかったという結果に至っております。それで、昨日も申しましたけれども、今後、しっかりとっていくためにというそういう方向性の中で今回こういう措置もさせていただいたんですけれども、今後、課の者と一緒にはっきり徴収もしていきたいと思いますので、その辺、ご理解願えたらありがたいかなと考えております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） しっかり徴収するためにおっしゃいますけれど、これは、ここからの話はしっかり徴収して当たり前だ、当然だと思えます。でも、今までの経過、結局、援用、援用という言葉、何度も出てきますけれども、何や使いますけれども、正式にもう執行で援用を使ってここで停止しますと、今まで、結局、執行の停止をしてきて延ばしてきているんでしょう、だから今までくださいって言ってきたんでしょう。今になって、もう払いません、時効過ぎてますからって、そういう場面は正確にきちんとあったんですか。そうでなしに、今までずっとだらだら延ばしてきているんでしょう、だらだらというのはごめんなさい、それは失言です。毎月行って、努力重ねてきているんでしょう。そこで、きちんとした場面があるのなら、このことについて何月の幾日ぐらいにこういう場面があったんで、もうこれは断念しますというような答弁があってもしかるべきだと思いますし、今後きっちり取るためにここで不納欠損出すというのは、ちょっと理論的に違うと思うんです。理解もしてくれていると思いますけれども、ここで簡単に引き下がると税務課の人に申しわけないというか、税務課に取れ取れって、物すごい言葉悪いですけども、頑張れって、議員という立場からいうたら言えなくなくなりますので、ここは、ちょっとそれは厳しいような言い方するけれど、それだったらもう繰り返しますけれども、権利の放棄というもんをきちんと議案として出して権利の放棄をしたらどうですか。そのほうが、よっぽど、皆さん、職員の方も皆さんすっきりすると思いますけれども、いかがでしょうか。もう、最終的には皆さんの民主主義ですので、従いますけれども、私は、どう考えても心情的には理解しかねます。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 田淵議員にお答えをいたします。

援用ということについてお話があったかと思うんですけども、そのことについては先日も申しましたとおり、行ったときに、お金、徴収くださいと、そのときにノーという返事をもって援用ということで理解をしていたということです。それで、その方法については議員おっしゃるとおり、非常に十分なことではなかったのかなということも理解しております。今後、この反省も踏まえて適切に対処していきたいと考えております。また、

権利の放棄ということのお話であったかと思います。ただ、そうなってきましたと、児童の名前というんですか、そういうのが公にもなってくるというようなそういう事態にもなってきます。ですから、そこら辺はちょっと私といたしましては避けたいなというか、そういう気持ちもございますので、よろしく願いたいと思っています。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） いや、理解はします。しかし、そこで、今の課長のお話を聞いたら、その正確な、正式なお金ないわ払えない、これは、税務課なんか行ったら幾らでもあることだと思います。それをもって援用とするのは、間違いやと思います。はっきり、その場面がなかったら口頭でもできるというけれど、ないわというて、あっ、ほんだらもうないんやなって、これじゃ、余りにも、そこを言うているんですよ。それで、ここで、今後のためとか、きっちりしますと言いますが、課長がおっしゃるように、言うほうが、私は、どうしても筋が通らんというか、もうくどいようで同じなんですけれど、どうしてもそっちのほうがちつとせんというか。ほんで、名前が出てくるのでご勘弁をといいますが、本会議も秘密会議することができます。それで、ここら辺、ちょっと課長にお伺いしますが、こういうときには名前を出さんと権利の放棄という、これはプライバシーを守るために、名前なしで権利放棄の議案というのは出せないんですか、はっきり。もし、出せるとしても正確に秘密会議ということを持つこと、それは、局長、議長なりが判断することでしょうけれども、名前出してもそれを秘密会議ですることとはできないことはないはずですから。生徒の名前を出すから、これは権利放棄できんねというのは、理論的には、私、筋が通らないと思います。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

今回のこの第13号議案を出すに当たって、その入居者の方の名前をそのまま出しているのかどうかということは、総務でも検討いたしました。全国的にこういう議案を提案している例を見ますと、そのまま実名で出しているところもあれば、アスタリスクというんですか、そこを米印にして金額は書いているんだけど名前も伏せているというふうな議案の出し方をしているところもあるのは確かです。ただ、放棄についてはそういう出し方もできるのかと思うんですけれども、それが、今度、一方、さっきもありましたように、どうしてもこれをもう取るところまで裁判までいくんやという話になってきますと、裁判起こす場合もまた議会議決が要するという、同じ第96条の第1項の中にあります。裁判を起こす場合に相手先の名前とかそういうところを伏せたままに議会議決にかけられるのかどうかというのは、ちょっとそこは不勉強で、そこまでは確認はしていないところです。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 議案第13号やけれども、これ給食のこと言うてええんか。言いま



す、関連やから、こっちの。

一つ、提案があるんですけども、そんなに滞納、滞納で、もうこれ切ってしまうか、もらえやんというんだったら、前納制にしたらどうですか。前納制に、もうこれだけ多くなってきたらすべきだと思うんですけども、前もって払ってくれないと給食はだめですよと。今まで、昨日からのお話聞きますと、もう今度絶対とっていくんやと、こんなことがないようにという気ならば、前納制にして、前の月に払ってもらわないと次の月の給食はありませんよ、それしか、はっきりするのと違いますか。だから、前納制ということをご提案したいと思います。どうお考えですか。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 高野議員にお答えをいたします。

前納制については、近隣の市町でもやっているところはございます。それで、そのほうにしたほうが完全に徴収するという、事前にお金もらうわけですから未納というのはなくなってくるかと思っておりますので、一つの有効な方法であるかと考えますので、これからちょっとそのことを含めて考えたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 龍神議員。

○5番（龍神初美君） ちょっと、高野議員のと、じゃないんですけども、田淵議員の後という感じで思うんですけども、この1,878,530円という金額なんですけれども、これが18年から24年の部分ということなんですけれども、18年から24年のこの6年の間、同じ人というか、子どもさんが、件数で言うたら、その年数の区切りというの、何でここへ出てきてあるのかなって、私、思ったんですよ。違う人も入っているのかなって思ったんですよ。というのが、そのあと2年でまた25年、26年は残るわけですよ。この未済額の中の767,270円という中に、どれぐらいの給食の滞納部分かというのちょっと聞きたいんですけども、その部分というんも、今度、2年経っていったらこういうふうにもた援用ということをして落としていくのかなというの、一つです。というのが、それでこの18年から24年までの人をばすつと落として、それが、みんな、ある決まった件数の人で、もうその人しかないとここだけに出てくる人があったら、この1年の具合で、ここは欠損というか落としてしまって、今度、その下のところだったらまたあと1年あるという、この18年だったら、8年か、9年ぐらい一生懸命みんな行ってくれていたのに、この24年の人だったら、たった3年か、4年か、何かそんなんしか行っていないわけですよ、普通の人が変わればですよ、払う人が。兄弟の子がいてて、同じ1件でこの18年から24年の間に2人いるというような人だったら1件でええさかいに、18年もくれんさかいに24年もくれんというのはちょっとよくわかるんやけれど、24年で仮にそこに1件違う家が出てきた場合、この18年の人だったらずっと毎月催促されてずっときてあんのに、24年の人だったらこの3年、3年かな、2年かな、2年の間だけしか催促されんとかうやって欠損されたら、その人は得というたら悪いけれども、

余り、ああ、大したことなかったよって、それってちょっと18年の人ともし別の人だったらという話ですね。だから、この年数で切るというのは、その人も違う人あるんだったらちょっと公平性に、私、欠けるかなというのが、ちょっと一つ思ったのと、ほんでもう一つ、そのさっき言った767, 270円という雑入のところの段、まだ未済額というのがあるんやけれど、その中に給食費の滞納というのがどれぐらい入っているかというのと、それもまた来年になったら、その今度25年分をそのようにしていくのかというのと、ちょっとその辺をお願いできますか。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） お答えをいたします。

平成18年から24年の間に同じような人ばかりなのかとか、そういうご質問やっただと思いますが、基本的に、詳しくは答えられないんですけども、滞納される方は同じ家の方が多いです。例えば、兄弟さんがおられたら、2人おられたらそれ順繰りになっていくので、それ年ごとに区切って55件ということで、この1件というのは、例えば平成22年にAちゃんがあれば1件、それでそのAちゃんが平成23年度にまたあれば全2件みたいな、そんな勘定であります。それで、あと25年、26年の未収、七十何万円ですか、その分についてなんですけれども、先ほども申しましたが、取れるやつについてはもう厳格に取っていくということで、今のところですが、その方らについては不納になるようなことはもうないようになっていきますというか、手続というか、徴収する段取りは、もうついております。ですから、25年以降については、未徴収というのは今のところないことになっていきます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） もう、これで最後にしますけれど、今、総務政策課長のほうから、そのいわゆる米印、アスタリスクというんですか、それで出しているところもあるという話でした。それは、給食費の話です。課長も、私が何を言っているんかというんも理解してくれているようです。しかし、もうくどいのは最後にします。税務課がそういう働きを、それを役目としてしている中で、片方ではここで言うように、そういう家庭ではないということまで答弁されている家庭が、結局、今まで援用を利用しなくて、今までずっと執行の延期をしてきてあるんですよ、だから徴収に行っているんでしょう。ここで、すばっと同じように、権利放棄の議案、出せないんじゃないんですから、権利放棄出して同じように処分したら、みんな、すっきりして勇気を持って税務課長が徴収に行けるんじゃないですか。僕、どう考えても、ここでこのままただらして悪質ですよ、より準要保護という制度がある中で。それを、我々議員が許してしまっただけで、さあ、税務課に徴収しなさい、徴収率上げなさいよって、私、胸張って言えません。最終的には、これ最後にしますというのは、やっぱり民主主義というのは守らないかんので、だけれど最終的に課長じゃなしに教育長の判断で、一つ太っ腹なところで、ここはやっぱりこうすべきやという話で、一

つ、最後の質問にしますので、私は、どう考えてもその思いが強いのでここでくどい質問もさせてもらうんですけども、一つご判断をお願いします。今まで延期してきているんですから。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 権利放棄の件につきましてはさておきまして、昨日来から、課長のほうからいろいろ答弁をさせていただいております。私、ここへ来まして2年になるわけなんですけど、この2年間の間に、教育委員会の事務局、それぞれ課長も含めて担当者が、毎月、家庭を訪問しながらという実態というのはつぶさに見ております。その中で、どうだったといたら、だめでした、どうだった、だめでしたというふうな答え。また、家庭によっては来るなど言うてお叱りを受けるというふうな家庭もないことはなく、幾つもあったというふうな話も聞き及んでおります。

今回、こういうふうな形をとりましたのは、先ほど課長からもお話ありましたように、とにかく法的にはこの2年以前のものについては手が出せないというふうな弁護士さんからの話を伺いました。そんな中では、もうここへ手を出していくことができないと、こちらから。向こうから持ってきてくれるものについては、いただくことはできても、こちらからは手が出せないという、そういう法的な部分があるやに聞き及びました。そういう意味から、じゃ、この2年間の分をまずきっちり徴収しようやないかということで、今回、この2年間分については該当のご家庭の方に教育委員会に来ていただきまして、そしてそこでいわゆる返済計画というものも立ててもらいました。だから、月に幾らずつ今までたまってある分を返済していきますと。ただし、この2年間分についての計画です。だから、25年、26年度分についてはきっちり計画をそれぞれの家庭について作りまして、今現在、徴収をしている最中でございます。時たま忘れる家庭も、当然あるわけなんですけど、こちらから電話をかけて、持ってきてくださいよというふうな形で、催促しながらいただいているというふうな結果でございます。だから、今後、この2年間分につきましてはきちんと徴収し、また27年度、現在までにつきましては、4月からこれまでは完全に納めていただいているという実態もでございます。そういう意味からは、ある程度、保護者に対しては意識改革というんですか、意識付けというんですか、そういうあたりもできてきたかなというふうなことも思っております。

だから、家庭によってはその支出の優先順位が随分違うんでしょなというふうなことは薄々感じるわけなんですけど、第1番目に置いている家庭と一番最後に置いている家庭とで給食費というものの支払いの具合というのが変わってくるんかなというふうに思っております。今回、こういうふうな形で欠損処理をさせていただくということの意味といたしましては、私どもは、とにかくここで今までのものを一旦きちんとしようやないかと、このまま置いといてももうずるずるいくばかりで、むしろ増えてくる可能性もあると。それじゃだめなので、とにかくここ数年間の間にゼロにしてしまうと、いわゆる徴収し切ってしまうというふうな、言葉悪いですが、そういうふうな考えを持って、今回、こういう

形に出させていただいたということで、ご理解をいただけたら大変ありがたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 最後。はい、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） まだ、2回目やけれど、最後にします。最後と言いいながらするんもおかしいんですけどね。今、教育長が言うたことは、税務課がいつもしていることじゃないんですか、滞納処理の中で。それで、税務課の場合は時効の援用は不要なんです。でも、私債権である、ここに書いていますけれど、学校給食費、水道料金、公立病院の診察料、公営住宅の家賃、住民に対する貸付金制度、これは正確に時効援用の要否を必要とするんですよ。だから、くどい言うているんですよ。だから、そこまで努力されたんだったら、きちんと権利放棄の何して、こういう努力して、もうここで次からは払いますので、また次からこういう方法しますので、だから権利放棄をしますという議会議決するほうが道義的にも筋が通るんじゃないんですか。そののところ、どうも、結局、いや、もう時効過ぎてているんや、時効過ぎてているというのは、何かこう考えてみたら、教育関係のほうだけがそんなことまかり通るんかい、それやったらほかの課もいろいろとノーというような雰囲気にとれるんです。ここで、この差を我々が認めたら、税務課なんかやっていたらいいよ。そうだから、くどく言っているんです。

もう、本当にこれで最後にします。それはそれで言うたら、もう意見の相違ということで、うちところはそこまで充実した行政が行われていないということで、私、認識します。もう、ここで、そこまで努力したんだったら権利放棄きちんとしたらいいのに、心情的にも理解しますというし、私の言うていることも理解してくると言っているんなら、本当にそういう制度でやったらどうですか。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 権利放棄につきましては、いろいろ考えもあろうかと思えます。田渕議員のおっしゃる意味もわからんではありません。十分理解はできるわけなんですけれども、権利放棄につきましては、いわゆる法的な部分ですべき部分としなくてもいい部分とあるというふうなことも伺っております。そこらあたりで判断させていただきまして、今回、権利放棄のこうした議題に上げなかったということでございます。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木基次君） ほかに質疑ありますか。碓井議員。

○3番（碓井啓介君） ちょっと、お尋ねしたいんですけども、議案第13号についてなんですけれども、これ権利放棄する金額とその時期というのか、25年10月から27年3月ということで、この亡くなった後ですよ、25年に亡くなっているんですよ。25年に亡くなって、27年3月までの荷物を置いて占有していたということに対してのこれ家賃の分なんですよ。それと、ここの大浜団地A棟ですか、ここって、もう、今、入居者の新たな募集はしていないんですか。しているにもかかわらず荷物を置いていたの

か、していないから置いていた、余り積極的ではなかったのか、この2点と、それともう一つ裁判云々かんぬんという話、ちょこちょこ出てくるんですけども、裁判所へ行ったら600千円までの少額訴訟というのがあるんですよ、皆さん、ご存じだとは思いますが、けれども、民法上の民事上のことなのであれなんですけれども、600千円以下の少額訴訟ということで、訴訟費用がそれ以上かかるようになったら民事訴訟なんか誰も起こしません。ですから、もっと少ない金額でできると思う。ですから、給食のほうは2年で法的な時効があるというのなら、ある程度の期間過ぎた後に、こういう少額訴訟起こしますよ、これ起こしてもいいんですかというぐらいの、脅しじゃないんですけども、何かそういう縛りがなかったら、払う人は払う、取れるところからは取る、でも取れんところから取らんというんだったら、ちょっと、平等でないよ、皆さん、平等でないよではないかと思うんで、この3点。もし、その少額訴訟、ちゃんとあれだったら一遍ちょっと研究していただきたい、行政からそういうことができるんかどうかな。民間では、できます。でも、行政からできるんかどうかな、この辺、ちょっと研究していただきたいなと、この3点、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 今回、権利放棄の分ですけども、亡くなったときからこの26年度末まで、27年3月までの家賃ということです。この方、実は生活保護を受けている方でしたんで、亡くなるまでは住宅家賃はそちらから出ておりましたので、滞納はなかったということです。それで、亡くなられてから26年度決算締めるまでの間、荷物も残っているということで何とかそのお孫さんにこの荷物の撤去と、それと残っている分のお支払いをいただけないかということ、いろいろ考えました。実際のところ、裁判をしようかなというのも検討したことがあります。そのときの話として、やっぱり弁護士さんに、これだけ関係者がどこにいるかわからないというような状況のお宅なので、それなりにそういう調査をした上で弁護士費用ということでいくと最低でも七、八十万円というような話を聞いたわけです。それでも見つからなくて、裁判所へ呼び出し来ての通知を届くか届かないかわからないんですが、通知を全関係者に送った上で、誰も来なければもうその処分について了解したものとみなすというふうなそういう判決がいただけるということらしいんです。ただ、そこまで持つていくにも、かなり、今言うように、弁護士費用とか、相当要るなという判断のもとで、そういう訴訟議案を出そうかなというのは去年も何度か検討したこともあるんですけども、未納額に対して訴訟費用のほうはかなり高いと、それに見合うだけのものがあるんかという判断の中で、ちょっと訴訟までということにはしなかったわけです。それと、大浜団地の新規募集なんですけど、大浜団地も一番最初の棟になりますと、46年ぐらい経ってきます。途中で、一度、耐震診断はしたとはいえ、このままでいいかなという思いはずっとあるわけです。それで、あの場所に建て替えというのはちょっともう当然考えられないという中で、ちょっとその方向性をきちっと見定めるまでは、一旦、新規の募集をちょっと止めようやないかということで、今、新規募集

はしないというか、止めています。そんな中で、今、慌ててこの亡くなった方の荷物を放り出すといったらちょっと言い方悪いですけども、急いで出す必要も、急に迫られたものもないということで、そのままになっているということでございます。

それと、簡易裁判所への少額訴訟というのは役場でもあり得るとするのは、御坊の裁判所へ行って私も聞いてきました。それで、それはそれなんですけど、やはりそこでもどうしても払えないということになるとやっぱり裁判になるということで、裁判起こすことについては、さっきもありましたように、議会の議決が要ります。それで、少額訴訟、この人に対して給食代、家賃、何万円をもらうのに町で裁判起こしますよという議決をその都度その都度もらいながらというやり方はどうなんかなという部分もありまして、そういう制度があるというのは聞いてはおるんですけども、なかなかそこまで踏み込めていないというのが現状です。それで、税金とかと一番違うところが、税の場合、差し押さえだったりという、水道だったら水道止めますよという伝家の宝刀があるわけなんですけれども、どうしても住宅とかの場合だと、住宅の場合は出てくださいというのがあるとは思いますが、それを勝ち取るためにはまずやっぱり裁判を起こして判決をもらわんと、預金の差し押さえとか、そういうところまでできないというふうな仕組みになっておりますので、そこがなかなか難しいところなんではないかなということでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 碓井議員。

○3番（碓井啓介君） よく、わかりました。

今、もう既に募集していない、新しく人を入れない状態のところでは荷物が置かれてあったというだけのことなので、手続上は大事なことなんですけれども、実質、損益が出るか出やんかということに関してはそんなに大したことではないかなというふうに思います。それと、住んでいる方に対して、この住宅に対しての少額訴訟どうのこうのも、もちろんそうなんですけれども、給食費のほう、もう悪く考えたら、3人子どもおって、1人目のときに何も知らんかって、5年も、6年もかかって、これで払わんでええんやとなったら2人目、3人目は2年経ったらもう払わんでええやんというような、そういうことを考えている人がないとも限らないんで、ですからやっぱりその辺はちょっと、龍神議員もおっしゃったように、年の長い短いというのは、そういうところが出てくるんかなとは思いますが、

その辺をもうちょっと考えていただいて、給食費のほう、頑張ってくれているというのは、今後の計画を立てていただいているということで十分やっていけるとは思うんですが、もしその返済計画どおりにいかなかった場合にはこれぐらいのことはしますよというのは、やっぱりどこか心に持って当たっていただくと不公平が出るのではないかなと思うんで、私のほうからは、質問というか、その要望させていただいて終わります。

○議長（鈴木基次君） 繁田議員。

○2番（繁田拓治君） 昨日から、いろいろこの件についてストップをしたような状態で

ありますけれども、この質問、大変いい質問であったように感じます。というのは、我々、議員ですので、町の行政に対していろいろチェックをするのが我々の役目ですので、いいチェックができたと思っております。そして、それはそれとして、私も、学校現場でお世話になった関係から、この子どもの今の給食費等について、今、出ておりますけれども、この権利放棄についての文章、住宅の場合はここ名前書いてこう出ておりますが、この給食の場合、子どもが支払うわけではありませんし、保護者が支払う。そこで、いろいろこういう法的にはそれで出さなくていいという教育長の、今、話にありましたけれども、こういうのをもし出すとなれば、学校の中でいじめであるとか、不登校であるとか、いろいろな問題に波及してこようかと思われまので、秘密会議にしたとしてもそういうのが漏れたりもしますので、できるだけ避けられたほうがいいかと、そういう気持ちで聞いておりました。

それで、高野議員から出てきました前金取ったら、前納制にしたらどうなというこの問題でありますけれども、これも、私も現場でおって、できたらそれは避けたほうがいいと思います。でも、仕方なくそれをやっておるといのは、やっぱり集金に行く者が物すごい困るわけなんです。それで、給食費だけやなくて準要保護の何もあるやないかといいますけれども、学校に要る金というのはいろんなお金が必要になってきます、入学から始まって卒業まで。ですから、それを、集金をするわけですけども、それは担任がほとんどします。給食の場合は振り込みになってきますので、また別問題になってくると思いますけれども。これ、担任が集金をするということになると、物すごく負担が大きいんです。私も、現場でおるときには、毎日2人、3人の家庭の家を家庭訪問してお金をもらいにいくわけなんです。特に、生活保護なんかを受けられている家庭やったら、月の初めの4日とか、5日ぐらいにお金がおおりてきますから、それからいただくなくてはいけませんから、その前もっていろいろと何回も行って話をして、それをしておるんです。いろんな教材のお金なんかも、もし必要になって使って回収ができなかったら、これ担任がほとんど、ほかにいろいろ聞いたことはありませんけれども、私なんかは、もう自分で自腹を切って払わんといかんです。なかなか取るところはないですしね。ですから、業者に言うてその分を、30人あったら25ぐらい注文しておいて、あと残り、業者に持ってもらうとか、集金できたら支払うとか、そういう方法をとってきた。それで、体操服とか、いろんな楽器とか、いろいろ買うんです。その前に、それで金額大きくなりますと、もう先に担任が金をもらっておいてそれで買って与えるとか、それ回収できなったら困りますからね。そういう現実、学校現場にあらうと思いますので。昨日も、教育長に給食費前納制にしたらどうやとって話はしたんですけども、できたらせんほうがええなと思もって話したんですけども、給食費というのは別問題でありますので、もし今までの状態が続くようであれば、それ前納制にしたらいいと思います。どうしても、今はもうほとんどないと言いますけれども、これ出てきますよ、必ず。ですから、そういう保護者の意見も十分聞きながらだと思いますけれども、そういうような方法をとられたらと思います。そう

いう気持ちで聞いておりました。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 答弁、求めますね。いいか。

○2番（繁田拓治君） いい。

○議長（鈴木基次君） はい。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 権利の放棄については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は10時25分とします。

午前十時十五分休憩

—————・—————

午前十時二十五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

お諮りします。

ただいま町長から、認定第8号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてが提出されました。お手元に配付のとおりです。これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第4 認定第8号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） 提案理由を申し上げます。

認定第8号は、平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて認定をお願いするものでございます。本件につきましては、認定第1号として提案していましたが、不納欠損処理の一部に必要な議会議決を経していない部分があり、先ほど議案第13号として不納欠損とするための債権放棄の議決をいただきましたので、改めて認定第8号として提案するものでござい



ます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 一般会計歳入歳出決算の細部説明及び質疑につきましては、ページ範囲を指定して行いたいと思います。

お諮りします。

本件の歳入、第1款町税から第20款町債までは、昨日の認定第1号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてと同じ内容です。よって、細部説明は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、歳入の第1款町税から第20款町債までは細部説明を省略します。決算書の9ページから44ページまでです。

これから質疑を行います。質疑の範囲は、昨日に引き続き第13款国庫支出金から第20款町債までです。決算書の21ページから44ページまでです。北村議員。

○4番（北村龍二君） 先ほど第13号のお話がずっと続きましたので、給食費のことでちょっとぶり返して申しわけないですけれども、言う場面かどうか迷いましたんでちょっと言わなかったんですけれども。私、思うには、もうやっぱりそれ権利の放棄も、田淵議員のおっしゃっているように、もちろん大事なんですけれども、これ、取り立てるっていったらあかん、お金徴収させていただく方法として、例えば少額になるかもわかりませんが、内容証明とか、自分たち、執行部の方たちが行かれてお話しされるというのもなかなか限界もあるでしょうし、それこそ玄関払いじゃないですけれども、される場合もあるのであれば、内容証明とか、そういうちょっときつ目の相手さんがちょっとびびるような感覚、言い方悪いですけれども、ちょっとびっくりするような感覚のほうが効くんじゃないかと思うんですよね。来たからまた返したらええわという感覚より、出廷とまでいきませんが、督促とか、そういう呼び出しとか、そういう形をとったほうが、私も、ちょっと実はある同じ小学生を持つ母親にも言われているんですけれども、その給食払わん得というのが、お二人ほど聞いたんですけれども、すごいもう気悪いと。このままこれが2年間の分はなくなるというお話になれば、今後も100%に近いぐらい、多分、出てくると思うんですよ、払われない方というのは。ですもんで、ちょっと一回その辺の徴収の仕方を、督促の仕方をもう根本から一度変えてみてはどうでしょうか。やはり、これが公表して2年経てばもう時効になるみたいなことをあちこちに知れ渡ると、そういう方も必ずというたら悪いですけれども、おられると思うんですよ、実際。だから、そういうのも含めまして、いや、美浜町はもう今後はこうやと、内容証明でも送ってくるでと、少量の金額でもというのも一つやと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 北村議員にお答えいたします。

先ほど内容証明等々のお話がございましたけれども、平成27年4月から、システムということでいきますと、北村議員おっしゃったようなことは、もう行っております。それ

で、払っていただかない方にはまず督促状、それでもだめならば催促、それでもだめならば、先ほど教育長申しましたが、納付の誓約。それでも払っていただかない場合については、法的措置というか、具体的には裁判所へ通告していくよという感じでやっております。ですから、今の段階では、支払いの計画を教育委員会へ来てもらってつくってもらおうというそこまで全てが止まっているというか、それを書いていただいて粛々と払っていただいているというか、そういう状況になっております。ですから、内容証明等々のことについては、27年4月からは行っているということでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 北村議員。

○4番（北村龍二君） よく、わかりました。

とにかく、もちろん民間じゃないんであれなんですけれども、民間では通用せえへんようなそういう公共のものというのは、督促というのはばんばんくるのは存じ上げているんですけれども、より厳しく取っていけるような形を、何か方法をつくっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） それでは、次に歳出について第1款議会費から第2款総務費について細部説明を求めます。決算書の45ページから76ページまでです。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

45ページから76ページまでの議会費、総務費からご説明申し上げます。

45ページの議会費の歳出総額は69,434千円で、議員報酬、議員期末手当、職員の人件費や議会運営に関する諸費用でございます。前年度と比較して1.98%の減少、歳出総額に占める割合は1.93%でございます。

45ページ下段からの総務費の歳出合計額は7億52,842千円、前年度と比較して7.07%の減少、歳出総額に占める割合は20.88%でございます。

総務管理費の歳出合計額は6億67,242千円で、その内訳として一般管理費1億97,288千円は、特別職の人件費、総務政策課、防災企画課、出納室の一般職員の人件費、再任用職員の人件費、庁舎の光熱水費、電話料、宿直業務委託料などの一般管理経費でございます。電気代の値上げによる光熱水費が増加してございます。

51ページ、文書広報費9,149千円は、例規集の追録費用や広報発行費用などがございます。本年度は、特に行政手続法の改正及びマイナンバー関連法に伴う条例改正支援業務委託費が皆増となっております。

財産管理費は10,855千円で、主に庁舎や各地区集会場の管理に要する費用でございます。本年度は、特に庁舎の空調設備の故障、消防非常警報装置の不具合、屋上高架水槽の不具合等が相次ぎ、修繕費が大幅に増加してございます。

53ページ、企画費は1,528千円で、60周年記念事業の印刷費などがございます。青少年対策費は3,670千円で、広域青少年補導センターなどの負担金やドルフィン

スイム教室、スキー体験スクールなどの活動補助でございます。

55ページの公害対策費は1,754千円で、関西電力御坊発電所と太陽化学美浜工場の排水調査など、西川、和田川の水質検査、底質分析、地球温暖化対策実行計画の分析業務と、本年度は美浜町温暖化防止アクションプランⅢを策定した費用でございます。

交通安全対策費の歳出額は2,013千円で、主に交通指導員の報酬や活動経費、カーブミラーの設置及び修繕、チャイルドシート助成金などの経費でございます。

57ページの電子計算費は1億32,903千円で、前年度に引き続き基幹系電算システムの構築料、パッケージ使用料やシステム保守料などの経費でございますが、平成27年10月から導入されるマイナンバー制度に対応するため、現在の基幹系システムのリース期間の満了を待たずに県内6市町での共同クラウドシステムへの参加を前倒したため、46,341千円の増額となっております。共同クラウドシステム導入費のうち、マイナンバーの使用が固まらないために11,801千円は翌年度へ繰り越ししてございます。

地籍調査事業費は28,043千円で、本年度は三尾地区の西側、日高町との境の部分の調査を実施いたしました。その調査測量などに要した経費でございます。

59ページ、諸費の歳出額は25,950千円で、主なものは負担金として御坊広域行政事務組合、各地区への助成金、コミュニティー助成事業などがございます。また、生活交通路線維持費補助金2,000千円は、三尾地区への日ノ岬公園線の維持確保を図るため、御坊南海バス株式会社への補助金でございます。償還金利子及び割引料については、精算などによる補助金の返還分でございます。

61ページの臨時福祉給付金費は、本年度の新しい制度でございまして、消費税が8%に引き上げられたことによる低所得者への支援という意味合いで給付されたものでございます。

財政調整基金費2億26,076千円は、利子積立金とともに財政調整基金へ2億23,000千円の積み立てを行っております。

ふるさと基金費137千円、高齢者福祉基金費286千円、減債基金費146千円は、いずれも預金利子の積み立てでございます。

63ページの地方創生事業費は、全額、平成27年度へ繰り越ししてございます。

次に、町税費の歳出合計額は50,070千円でございます。

その内訳として、税務総務費は44,824千円で、主なものは職員の人件費や各種協議会への負担金でございます。

65ページ、賦課徴収費は5,246千円です。固定資産評価業務など、賦課徴収事務に要する経費などがございます。

65ページ下段からの戸籍住民基本台帳費の歳出合計額は16,743千円で、職員の人件費と電算システムの保守料など、住基・戸籍事務に関する経費でございます。

67ページの選挙費の歳出合計額は17,665千円で、本年度は町長・町議会議員選挙をはじめ、県知事選挙、衆議院選挙などに要する経費でございます。

75ページ、統計調査費849千円は、学校基本調査、工業統計、農業センサス、経済センサスなどに係る調査員報酬費などの統計調査などに要した経費でございます。

監査委員費273千円は、例月出納検査、決算監査などに要した経費でございます。

以上で、45ページから76ページまでの議会費、総務費の説明を終わります。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

52ページ、使用料及び賃借料、ここには05.14へ流用ということよりも、その前に01.12から流用、役務費、前のページから、141,101円を持ってきておりますが、中身を見ますと、駐車場使用料、年間そう変動ありませんね、年間通じて同じだと思うんですが、化学雑巾借り上げ料、これもほぼ一定でしょう。複写機使用料、コピーの枚数によって若干違うはずです。ところが、どこかから隣のページの05.14へ流用したのが413,053円、賃借料に流用していますね。これ、ほぼこんな決まりの金額で足りなくなる、413千円と、こんな足りなくなるって、有料道路通行料金がいきなりどこかに出張で高くなったんか、ここへ413千円持ってきたということは、これ一体何が足りなかったんですか。

それで、次に持ってきたところから見ます。持っていったところやね。へ14へ流用したと。流用したところが、使用料及び賃借料、次のページですね。あっちからもこっちからも2カ所から流用しています。機械借り上げ料62,640円、これがそのまま12から流用したところ使っていますが、あと新浜集会場借地料、職員駐車場借地料、浜ノ瀬公民館借地料、こんなの前から決まっているん違いますか。決まっている予算組んでおいて、足りないんですか。これがおかしいって、ずっと以前から指摘していたんですよ。こういうようなはっきりした数字なのにですよ。変動する数字ではないにもかかわらず、こういうところへまた足らんから足らんからで持ってきている。こんなの、借地料なんて、しっかり年間通じてわかるでしょう。だから、そういうことをしているから、その前のページも、持ってきたのが141千円やけれども、出したのが、よそへ持っていったのが410千円って、一体これどうやったらこんなになるんですかね。わかるように説明してください。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は11時ジャストとします。

午前十時四十六分休憩

午前十一時〇〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 貴重なお時間を、申しわけございませんでした。

54ページの財産管理費の14節使用料のところですが、そこにあります新浜集

会場借地料133,118円と浜ノ瀬住民会館借地料279,935円、この2つを足すとちょうど一般管理費から流用してこちらへ持ってきた413,053円になるかと思えます。それで、ここの考え方なんですけれども、当初この2つの集会場の借地料、国有地ですので、財務事務所へ支払う借地料なんですけど、これを一般管理費のほうの使用料で当初予算では計上しておりました。

ただ、4月に入って、それぞれ財務事務所から請求書が送られてきた中で、当初予算計上は一般管理費であるけれども、やはりこれは支出項目としては財産管理費のほうの方が適当ではないかという中でそういう協議をいたしまして、もともと一般管理費のほうでとっていた分を財産管理費のほうへ流用というか、振り替えたという経緯がございます。それで、振り替えた後に、今度はその振り替えたもとの一般管理費のほうの使用料が最終的に不足が生じてきて、それで他からまた流用して補ってもらわないと足らなくなったと、141,101円を流用してこないと足りなくなってしまうというような結果になってしまいまして、流用したほうが、また他から流用しないと足らなくなったという、ちょっとまことにみっともない話になってしまったんですけれども、そういう事情があったということでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 意見言うたら怒られるんですけども、ほんまにみっともない話で、他から流用したところ、へ流用というようなところはお聞きいたしますので、自分が担当課のところは、今のうちにお調べいただいておいてほしいと思いますので、それだけでございます。結構でございます。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。それでは、いいですか。

田淵議員、あるのか。はい、どうぞ。

○9番（田淵勝平君） 総務関係の費用のところでお聞きするべきだと思うので、ちょっとだけ、ごめんなさい、私、勘違いしてあったので悪かった。

町長の所信表明というものが、4年に一回ございます。ほんで、今のこの決算議会でやっているのは、平成26年度ということは町長の当初の所信表明の集大成がこの決算であったということなんで、総務関係のことについてお伺いしたいと思います。町長は、当初、住民参画型の町政ということを目指にされて、ほんで住民との懇談会というのを開催しております。この4年間やった結果、いろいろと努力もされた。結果として、昨年度で4会場で79名。ほんで、今後、開催時期や開催回数を検討し、目的というのは参加人数を増やしたいというのがこの4年間の集大成でございました。そこら辺ですけれども、具体的に今後どういった方針でやって、結局、27年度が、今、スタートしているわけなんで、もうそこら辺はきちんとした目標なり、人数、また手法というもんも現実に動いてないやいかんと。そういうことで、今は決算の認定なんで、この4年間の集大成である27年度の中で参加人数を何人に増やしたいか、どういう方法でやっていきたいかというこ

とを、もうでき上がっていると思いますので、この反省も含めてお伺いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員にお答えいたします。

おっしゃるとおり、私、1期目ということで、住民とともにというか、住民参画ということにさせていただきました。そして、こういった形の町政懇談会ということで、3回とか、また2回とか、4回とか、そういった形でさせていただいたように認識してございます。ただ、だんだん人数が少なくなっているというふうな状況の中で、どうしたらいいかなということも、実を言いますと悩んでいるような状況でございます。今までは11月というような形でさせていただいたんですけれども、月日の関係もあろうかと思えます。だから、今後ですけれども、例えば和田、松原、三尾というような形で3会場ではなくて、1つの会場でするのも方法だと思いますし、もっともっときめ細かくしていくのも方法だと思います。それで、今時点で田渕議員はどういった方向ですかというようなご質問であったかと思えますけれども、その辺の細部につきましては、まだきちっと決まっていないのが現状でございます。ただ、私の気持ちといたしまして、こういった懇談会もそうでございますし、いろんな形で多くの方のお話を聞く中で町行政ということも、もちろん、議会、議員の方々のいろんな形のご提言も頂戴しながらということでございますが、現時点で言えば、田渕議員、まだ確固たるというか、その辺のことは決まっていないという状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 町長のご答弁、基本的には理解させていただきます。

議会のほうも、まだ町長の行政懇談会よりも少ない人数であえいでおりましたけれども、当鈴木議長になりまして、2会場に分けてといろいろな工夫したときには急に人も増えて、以前、継続は力なりですけれども、住民の方とのお話し合いの内容も随分と接近した話し合いにできると思いますので、その意味については頑張っていただきたいな、いろいろ工夫していただきたいなということで応援もさせていただきます。ただ、一つ最後に、そのことで大体何人ぐらい、これ大体、僕、おおよそ自分の考えを持っているんです。生涯学習で東京の八潮市のほうへ行ったときに、生涯学習で日本で一番進んでいるところが、要するに何だと、ど忘れした。とにかく、出前講座発祥の地、そこで大体年間で何万と言いながら3,000人、4,000人ぐらいの方が出前講座に参加している、意外と少ないなと思ったんです。だから、住民の何%とかということは、私、望みません。すみません、日本で一番生涯学習、掛川市、ど忘れしまして。掛川市へ行った後、八潮市へ寄せてもらって、そのときに、まだ掛川市のほうがいろんなこういう住民との交流は盛んにやっているなという感じも受けました。そこでですけれども、参加人数というのは、それは住民の何%は無理というのはよくわかっております。でも、町長のつもりでは、1年やって何人ぐらい来てほしいなという目標を持っておられるのか、そこら辺、もう一度お願いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 昨年もそうだったんですけれども、初めは三尾を皮切りにということにさせていただきました。三尾のほうは、公民館を使わせていただいていたんですけれども、ちょっと人数はきちっとここでは把握は、把握って、下ではしておるんですけれども、ここでは申し上げられませんが、ちょっと手元に資料がございませんが、私の記憶では、空席があったように記憶してございます。三尾の公民館というところでございますから、やはり30人、40人は十二分に入ろうかと思えます。それと、地域福祉センターということで言えば、数百人が入るような会場でございますので、できれば地域福祉センターで言えば、やはり数百人というんですか、その辺は来ていただきたいというのが私の希望でありまして、それと松原地区公民館ということでもさせていただきました。これに関しましたらば、やはり夜ということもございます。また、お足元というか、ご高齢の方もおられます。階段が上り下りもちょっと大変ですよというようなお話も聞く中で、それで会場の関係もあろうかと思えますけれども、その辺も含めて今後とも考えたいと思えます。田渕議員がおっしゃった人数ということでございますが、例えば地域福祉センターでしたら、やはり100人以上は来ていただきたいな、そして分館というんですか、公民館等々に関しましたらば、例えば三尾云々とかでしたら30人以上、そして中央公民館でしたら2階ということでございますが、三尾の分館と比べたら広うございます。そういった形の人数を来ていただけるような方向というんか、その辺のことも、今後とも検討してまいりたいなど、このように思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 同じ総務関係で防災企画課に関するこの町長の所信表明に対するもので、人口対策というのも上げておられました。しかし、4年間、何した結果、本当に昨日の国勢調査の話じゃないけれど、おおよそ5年間の間に500人ぐらい減少しているんじゃないかなというようなお話で、町長が、当初こんなことを書いていますよ。平成22年国勢調査で辛うじて8,000人台を確保する8,077人でした。過去3回の国勢調査を見ますと、という、ずっとあって、美浜町だけじゃない。それで、美浜町のような地方自治体にとりまして人口減少は重要な危機とも言える事柄であります。幾ら自然がすばらしく環境のよいまちといえども、人が住んでくれないまちは何もできません。人口、町政の大きなバロメーターだと思います、ということで、非常に認識しておられることは理解します。そこで、4年間の評価ですけれども、各種政策に取り組んでいるが、年々、人口が減少している状態にあると。それから、今後の課題です。住環境の整備、防災・減災対策、各種補助制度、地場産業の活性化等、複合政策により町外への人口の流出を防ぐとともに人口の流入を確保を目指しますと書いています。結局、4年間やって減少したと、結論から言えば。そこで、人口の流入を図り人口の流出を抑える、こうこの4年間の町長の1期目の判断でございます。具体的に、今、取り組んでいる地方創生の話と全

く同じような意味を持つ話ですけれども、ちょっと余談な話させてもらって悪いけれども、合計特殊出生率2.1というのは、多分、無理だと、私、判断しました。でも、人口の流入を図る、流出を図るということは、まだこれに比べたら打つ手があるのかな、そう考えております。ここら辺に対する町長の見解というものを、流入、流出という関係でどんなに考えておられるのか。この4年間を過ごして、次のこの当初にも臨むに当たってどんなに考えておられるのか、そこら辺のお考えをお示しいただきたいと思えます。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。田淵議員にお答えいたします。

おっしゃるとおり、人口、地方創生ということで、先般も、私自身、ご答弁もさせていただきました。やはり、大きな柱といえば、人口の増減だと私も認識してございますということでご答弁させていただきました。そして、また特殊出生率、これにつきまして田淵議員は2.1、これはなかなかというか難しいよというような形でお話もあったかと思えます。だから、私自身はそれもお答えさせていただいたのは、アンケート調査によりまして2.1以上があった、そしてこういった形の中で担当課とも話して最終的に私は2.1ということでさせていただいた、そしていろんな統計とかも含めた中でさせていただいた次第でございます。そして、今、田淵議員がおっしゃった社会増減、流入流出ということでございますが、自然増減とともにやはり社会増減ということも、大きな、私は、人口の柱だと考えております。そして、今、田淵議員がおっしゃったその人口増減の社会増減ということでございますが、出るのをいかに抑えるかということでございますが、基本的にはやはりその職場というんですか、働くところとか、そしてそこで過ごしやすいくところとか、そういったケースが随分この社会増減には関連がしてくるのではなかろうかなと思っております。だから、ここで例えば成人でもそう、社会人でもそうですけれども、ここであって、そしてここでそれなりに働くところができますよということで言えば、なかなか流出は少ないのではなかろうかなと思えます。そして、逆に、流入ということでございますが、この美浜が最高ですと、すばらしいですよという形の中で、それこそホームページ等々もそうだと思いますけれども、いろんな形でお声がけをしながら、Iターンとか、都会からの来られ方を図っていく、この辺は、田淵議員がおっしゃるとおり、私も、一つの方策ではなかろうかと思っております。だから、先般もあれですけれども、一つの契機というんですか、きっかけというんですか、それも含めた中で、今回11月でございますが婚活という形もさせていただきます。これが、あくまでもそれが全部じゃなくて、これは一つ起爆剤というんですか、そういった形の中で、私も認識でしてございます。やはり、多くの方がこっちへ来ていただいて、そこで住んでいただくということになれば社会増にもなろうかと思ひ、流入ということを目指してやっていきたいなと思ひますとともに、自然増減でもそうでございますが、今は少産多死というんですか、少なく子どもを産んで多くの方がお亡くなりになるというような現状もございます。だから、そういった少産ということの中で言えば、前回も、私自身、お話をさせていただきました、ご夫婦でもし望む



ものであるならばもうお一人産んでいただく、それがための町としてできるだけの援助もさせていただく、そういったことも含めた中で、社会増減、そして自然増減というような形の中で取り組んでまいりました。また、これからもそのつもりでございますが、なかなかやはり社会情勢の中で難しいのも現実でございますが、ただ難しい難しいと言っておっても、なかなかというか、全く前へ進めませんので、その辺も含めた中で今後とも取り組んでまいります。また、田淵議員もいろんな形でご提言等々もいただけたらなと、このように思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） こういうもんはこういう議論の場ではふさわしくないか、なかなか審議というのは深まるもので、一般質問とか、また別の懇談会のような性格のところ議論する性格のものだと思います。それで、答弁は結構ですけれども、町長はこの4年間の反省として複合政策による町外への流出防止とか、流入の確保を目指しますということをやテーマとされております。あと、ここでなぜこの発言をするかということ、地方創生の仕事というのはほんまに大変やなということは、僕も認識しておるつもりです。ここでやるものを地方創生の中で本当に生かしているんか、生かしていないかということ、私は、きちんと見ておりますので、そのつもりで、地方創生のほうのこの複合政策によりこれを達成するというのここでも書いているんですから、このことは、私、注意して見ておりますので、そこら辺、心がけておいていただきたいということ、お願いというか、私のほうからここできちっと宣言しておきますので、ご理解いただきたいと思います。ご答弁は、なかったら結構でございます。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。ありがとうございます。

複合的な形で取り組んでまいります。また、田淵議員、いろんな形でご提言等々、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかに質疑ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） それでは、しばらく休憩します。

再開は午後1時30分とします。

午前十一時十八分休憩

—————・—————

午後一時三〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

次に、第3款民生費について細部説明を求めます。

決算書の75ページから90ページまでです。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 説明に先立ちまして、今朝ほどお配りいたしました決算書のことです。先にお配りしている決算書とどこが違うのかということなんでございますけれども、数字的には全く変わりはありません。ただ、1点、8ページの提出の日付、ここが、今朝からもありましたように、一旦、提案を取り下げして再度ご提案申し上げたということもあります。当初お配りしたものが9月8日の日付になっていたかと思いますが、ここが9月16日付の日付に変わってございます。数字的には変わりなしということなんでございますが、意味合いとしては、不納欠損について一部について議会議決を経た上での不納欠損の決算書ということで、そういう意味では意味合いとしては違ってくるわけですが、数字的にはその8ページの日付だけが異なるということで、ご了解いただきたいと思っております。

では、75ページから90ページまでの民生費についてご説明申し上げます。

75ページの民生費の歳出合計額は8億77,128千円で、前年度と比較して2.80%の増加、歳出総額に占める割合は24.33%でございます。

社会福祉費の歳出合計額は6億40,986千円で、その内訳として社会福祉総務費の歳出額1億15,182千円は国民健康保険特別会計への繰出金及び社会福祉事務の人件費などが主なものでございます。

77ページ、国民年金費の歳出額は8,708千円で、国民年金業務に要する人件費などでございます。

老人福祉費の歳出額は3億12,045千円で、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金及び職員の人件費、敬老会の開催に伴う経費、委託料では緊急通報体制整備事業委託料など、そのほかに老人福祉施設措置費18,920千円、町老人クラブへの補助金1,200千円などが主なものでございます。

81ページの社会福祉施設費の歳出額10,657千円は、御坊日高老人福祉施設事務組合への負担金でございます。

心身障害者福祉費の歳出額は1億49,434千円でございます。この科目は、心身障害者福祉事業に要した経費ですが、主に扶助費の中の障害介護給付費で、そのほかに委託料では1市5町で運営される障害者相談センターの相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業などでございます。

83ページ、福祉センター管理費の歳出額3,374千円は、主に地域福祉センターの維持管理費でございます。

心身障害者医療費の歳出額26,328千円は、主に医療費等の扶助費でございます。

85ページ、地域包括支援センター運営費の歳出額15,259千円は、主に地域包括支援センターの運営に要する職員の人件費とケアプラン作成費などでございます。

85ページ下段からの児童福祉費の歳出合計は2億36,142千円でございます。内訳として87ページからの児童福祉総務費の歳出額1億4,741千円は、児童手当に要する扶助費が主なもので、ほかに報償費として出生祝い金及び子育て応援給付金が3,000

千円でございます。

児童福祉施設費の歳出額92,680千円は、委託料で放課後児童健全育成事業委託金、負担金補助及び交付金で広域入所負担金、認可保育所負担金、病児・病後児保育事業などでございます。

児童措置費の歳出額28,382千円は、医療費審査支払事務手数料やひとり親家庭医療費、乳幼児子ども医療費の扶助費でございます。

89ページの子育て世帯臨時特例給付金は、消費税8%への引き上げに伴い、子育て世帯に負担軽減を図るために新たに導入されたものでございます。

以上で、75ページから90ページまでの民生費の説明を終わります。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。龍神議員。

○5番（龍神初美君） 民生費のことなんですが、私、歳出のほうじゃなくて同じちょっと関連ということで一つ先ほど言い忘れたので、ちょっとお願いいたします。歳入のほうの18ページなんですが、同じ民生費のところなんで、ちょっとお願いいたします。その18ページの児童福祉負担金の滞納繰越分という場所に30,800円というの、調定額で出てきているんですけども、私、これって滞納やから去年の25年の決算のときに、この児童福祉費負担金というところに滞納あるのかなと思って去年の25年の決算書を調べますと、去年は、そこの収入未済額ですか、そこゼロだったんですけども、ここで、今度、負担金滞納繰越分のところに30,800円って出てきているんですけども、それってちょっと教えていただければうれしいです。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 龍神議員にお答えをいたします。

昨年なかったのにここにというお話だったかと思うんですけども、昨年まで雑入の中に入っていたかと思うんですが、これは、はっきりわかるようにこちらに入れるほうがいいということで、本年度からこちらに入っているという、そういうことでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 龍神議員。

○5番（龍神初美君） はい、わかりました。

それで、そのまた同じ18ページのところでもう一つちょっと、これも言ってもいいですか。使用料及び手数料の歳入のことやけれど、ここじゃだめですか。いいですか。

違いますか。項目、違いますか。

○議長（鈴木基次君） どうぞ。

○5番（龍神初美君） いいですか。

○議長（鈴木基次君） はい。

○5番（龍神初美君） すみません、お時間いただきます。

今の同じ18ページのところですが、ちょっとこれも教えてほしいんです。公営住宅使用料って一番最後にあるんですけども、そこに、この収入未済額というところに

851,900円ってあるんですけども、去年、見ますと、25年のを見ますと、453千円という未済額があるんですね。それ、あるんですけども、その上の部分とかだったら滞納繰越分とか、こう3項目のところにあるんですけども、ここの公営住宅使用料というところだけ、滞納繰越分というこの項目というのがないんですけども、これというのはなぜですか、教えてください。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

今年、去年ぐらいからですけども、住宅の滞納というのは額が大きくなってきているんですけども、それまでは家賃の滞納額ってごく少額ということもありまして、特にここについては節を設けずに、もう住宅使用料1本の中で、この説明書きの中で現年分と滞納繰越分というのを分けて書くというふうなことをしてきているわけです。それで、先ほどありました児童福祉のところなども、その上の墓地のところなども、現年分と滞納繰越分というのをこういう節で分けた形の記載に、今、してきておりますので、ちょっとここはこの記載の仕方の違いだけだと思うんですけども、一度、ここはどうするかというのを、また検討させてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 龍神議員。

○5番（龍神初美君） 5番、龍神。

ぜひ、検討お願いします。私、今年、どれだけ滞納になったのかなと計算したら出てくるんですけども、この前、その上のほうだったら、ちゃんと滞納これだけあってそれに対しての入金がこれって、わかりやすい、それで今年はこれだけってわかりやすいんで、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 民生費ということで、もう8億80,000千円、やっぱりすごい金額になってきたなというのが実感でございます。そこでですけども、これどなたが課長、どなたが担当になるのかということで、一般質問でさせてもらいましたように、この間、研修へ行ったときに、三鷹市の事例がありまして、簡単な話、地域ケアネットワークというネットワークをつくって、その住民の福祉に関することというのは、ありとあらゆるものを、この一つのネットワークをつくってその中でやっているんですよ。それで、どういうものが参加しているかと、ちょっと参考にまで言っておきますけれども、行政機関では市と町とは違いますけれども、警察署から消防、保健所、それで市そのもの、それから障害者地域自立支援施設、子育て支援センター、地域包括支援センター、それから薬剤師会、歯科医師会、医師会、社会福祉協議会、ほのぼのネット、これはNPOだそうです。それで、民生児童委員協議会、住民協議会、これ区のような存在です。それから、自治会、商店会に商工会、それから老人クラブ、保育園、幼稚園、児童館と、それから学校

とPTAと、それから福祉事業所とボランティアとシルバー人材センター。これ、市と町と違うんですけども、これだけのものが寄って、実際、まちの福祉の問題点とか、課題点のやりとりをしながら、結局、やっているんだそうです。

それで、何を言いたいかというと、結局、その8億80,000千円ですんじゃないんですけれども、どんどんこれから民生費が膨れて、少子高齢化の時代になってきたら、今のままで、今でもないとは言いませんよ、その連携プレイはあると思いますけれども、一つのこういう大きな組織をつくっていかんだら、中で課題点を、例えばチャイルド・プアの話にしてみても、非行の話にしてみても、学校の中だけで抱えているというより協議会の中で問題点を出し合って、そういうことを全体で対応していく、また同じように老人関係にしても、そういう必要性が出てきたという、女の市長さんで、随分、頭の切れる市長さんだなど思っていたんですけども、そういうことを言っておられたんです。

私も、やっぱりこれからの福祉というのは、そういう課が、単独なり、少ないこの連携の中でやっていけば対応できん時代になってくるん違うのかなと思うんですけども、担当課長がどなたの対応に、私、質問していいんか、ちょっとわかりかねるんですけども、こういう組織の必要性というものについてどう考えるんかと。ほんで、また今の現状の中でこういう課題やっぱりありますよというような課題があったら、教えていただきたいんですけども、この2点について。後の課題があるというのは、福祉関係でこんなありますよ、何がありますよ、そういう細かいところが、問題、伺いませんけれども、いや、こういうこれは何とかせないかなという問題を抱えておりますと、さっき一般質問したように、チャイルド・プアというような問題は、ちょっとうちの課では処理し切れませんというようなそういう話で結構ですので、ありましたらそういう課題点というもの、2点、質問させていただきます。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） お答えします。

当町におきましては、地域ケアネットワーク的なものはございませんが、当町の課でいきますと、福祉保険課、健康推進課、住民課が担当になるかと思えます。現在は、各課で連携をとりながらやっているところでございます。特に、問題点とかにつきましては、この3課のほうで連携をとって福祉対応をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ありがとうございます。

それですけれども、今後も、やっぱり、私も、今、紹介させてもらったのはあくまでも市です。それを、小さなまちにこれを持ち込んでくるというのはいかがなものかということも、私も、わかっているつもりですけども、今、課長がおっしゃるように、その3課で対応していったら、大体、大きな町と同じような問題というのは解消されるんやよと。以前、子どもの虐待の話をちょっと聞かせてもらったことあるんですけども、虐待

なんていうのは、受ける窓口を増やせば増やすほど、くっくっところ件数というのは上がってくるんだそうですね、今までの経過見たら。課が増えてきても、それ全体を網羅しているというよりも、もう幾つも学校だけじゃなしに、補導員とか、民生委員とか、そういう窓口増えるたびにぼっぼと増えてくると。結局、実際現実的にそういう課題というものが把握されていなかったんだというようなお話を聞いたこともございます。そこで、課長がおっしゃるように、課長だけの責任とはゆめゆめ思っておりませんけれども、これは町長の判断というんも入ってくるんだと思うんですけれども、その課で、いわゆるこれからもまだ膨れていく、もうたちまち10億円という数字を民生費が超えてくるん違うかなと思うんです。そんな中で、当分は対応していけるんやよということを考えておられるんかどうか、そこら辺についてちょっと課長のご意見を伺えたら、ありがたいです。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） はい、お答えいたします。

地域ケアネットワーク的なものは必要であろうかと思えますけれども、現在のところ、3課のほうで、問題点等あれば連携して取り組んでいるところでございます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 3回目になるので、これ最後に。今、課長の答弁で、私、一安心というか、適切な判断だと思います。そこでですけども、町長にお伺いします。

今の課長のお言葉を受けてですけども、実際問題、福祉というものに、福祉を充実した町づくりをしていこうとしたら、やっぱり課長がおっしゃったような、そういうネットワークシステムというのは必要になってくると思うんです。それは、もう後になったら長の判断になると思うんです。課長という立場からしたら、今、言うてくれたように、3課なら3課、4課なら4課で頑張っていきますよというよりほかないと思うんです。ここらの最終的判断をするのは、町長の判断と思うんですけども、今のところは察して課題は見つからんというんか、今、対応をぎりぎり頑張っておられる、いけると、しかし将来は必要になってくる可能性も十分あるということで、そこら辺についての町長の見解というものを、この際、伺っておきたいんですけれども。これ、3回目で、これ最後に質問とします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。田淵議員にお答えいたします。

先般から、担当課長のほうからご説明をさせていただきました。おっしゃるとおり、チャイルド・プアもそうでございます。本当、社会情勢等々見れば、いろんな、子どもでもいじめもございます。また、老人でも、孤独死等々の問題もございます。都会だったら、こういった大きな事件、事故があつて、田舎だったらそれは皆無やつて、そういった形ではないと思います。今は、本当、事件なんかもどこであっても不思議はないような時代だと思います。現在のところ、3課で対応させていただいておるということでございますが、本当、複雑、また多岐にわたるケースもありますので、その辺も含めて3課で協議し、ま

た今後そういった形で、必要となればネットワークシステムというんですか、その辺も連携を密にしてさらなる方向でやっていきたいなと思っております。本当、福祉でもそうでございます。民生でもそうでございます。基本的には、人の温かさというんですか、繋がりが大事だと思いますので、その辺も含めて、今後とも検討してまいりたいなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） ほかにございませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） それでは、次に第4款衛生費について細部説明を求めます。

決算書の89ページから98ページまでです。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 次に、89ページから98ページまでの衛生費についてご説明申し上げます。

89ページの衛生費の歳出合計額は4億13千円で、前年度と比較して4.35%の増加、歳出総額に占める割合は11.10%でございます。

保険衛生費の歳出合計額は2億5,991千円でございます。保健衛生総務費の歳出額1億55,377千円は、主なものとしては負担金補助及び交付金で、日高病院負担金1億6,779千円、その他職員の人件費、妊婦健康診査、不妊治療の扶助費などがございます。また、水道会計への繰出金は249千円でございます。

93ページ、予防費の歳出額39,357千円は、疾病予防に対する費用で、各種健診事業、予防接種などの経費を支出しています。

93ページ下段からの環境衛生費の歳出額8,886千円は、町内一斉清掃に要する費用、火葬業務に要した経費が主なものです。住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金は972千円でございます。

95ページの墓地基金費の歳出額1,087千円は、墓地基金への積立金でございます。

墓地管理費の歳出額1,283千円は、墓地管理人の賃金など、墓地管理に要する経費を支出しています。

97ページ、清掃費の歳出合計1億94,022千円は、塵芥処理費1億55,509千円とし尿処理費38,513千円でございます。塵芥処理費では、ごみ収集委託料53,266千円、清掃センターへの負担金93,682千円などがございます。し尿処理費では、クリーンセンター負担金36,906千円、合併処理浄化槽設備補助1,524千円が主なものでございます。

以上、89ページから98ページまでの衛生費の説明を終わります。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。龍神議員。

○5番（龍神初美君） はい。5番、龍神。

質問いたします。92ページ、お願いいたします。

20番の扶助費です。ちょっと、お聞きするだけです。養育医療費って一番最後にあるんですけれども、これってどういうものですか。教えてください。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） お答えします。

体の発育が未熟なままで生まれた2,000g以下の赤ちゃんが入院を受ける場合の医療費でございます。

○議長（鈴木基次君） 龍神議員。

○5番（龍神初美君） わかりました。

それです。去年の決算見ますと、96千円と少なくて、今年が887千円って決算額は多くなってたんで、多分、予算に足りなかったんで充当してきたと思うんですけども、充当してきたのに、この不用額というのが200千円残るところにちょっと思いました。これというのは、やっぱりもう少し少ない額を充当してくることはできなかったんですか。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） はい、お答えします。

26年5月に、日高病院が他市町分のレセプトを美浜町と間違い、支払基金から請求があり、予算が足りませんでした。補正も組む間もなく、予備費から充当させていただきました。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 龍神議員。

○5番（龍神初美君） はい、5番。

わかりました。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 何度も議論する話ですが、90ページに、子どもの医療費という項目がございます。町長が、施政方針、所信表明の中で、やっぱり子どもの医療費をうたっているというのは、これはこれなりに理論も理解はします。しかし、今後の課題というところで、子どもの医療費の拡大に伴う財政負担への増加が心配やと書かれています。また、重要施策の中でも、受給者対象を拡大したことにより医療費の増加が認めるために財政負担に影響が出ると、はっきりと掲げてくれております。ここら辺、この間うちから話しているように、経常収支率が94云々ということからしてみたら、ここら辺は、結局、医療費を無料化することによって、この中の成果にも書いてくれていますが、重い病気になると早く発見できるんで、医療費がほかで軽減されたとか、そういうようなことで、最終的には財政負担のほうが少ないというんなら理屈はわかります。ここで、町長の所信表明にしてみても、この26年度の重要施策の評価表にしてみても、どちらもやっぱりこの経費の拡大、医療費が加算してくるんが財政に圧迫するということが課題だって書いているんです。だから、もう一度言いますけれど、ここでここに投資することによってこんなメリットがあるんやということがはっきり出やん、このところを上げてくれるで、医療費増えるんが問題や、医療費増えるんが問題や、これじゃ、我々も納得できま



せん、このところでお金要るかわりにこういう利点があるんやということをはっきりせん限り。そこで、重要施策の中で、これは将来続けていくとなったら財政に対しての大きな負担になるということをお知らせ以上、そこら辺について、どういう手法で解消していこうと今後とも考えておられるのか、そこらの点についてお示しいただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（野田佳秀君） 子ども医療費の現状についてですが、近隣町との行政サービスの格差の是正のために、現在は中学校卒業まで医療費を拡大しているところでございます。到達目標につきましては、ただいま議員のおっしゃったとおり、疾病やけがが重篤にならず、早期発見を治療し、完治することにより医療費を削減するということになってございます。当町とおきまして、他町のほうで子ども医療費ということで取り入れておりますので、行政サービスの格差を是正するために、継続して実施しているところでございます。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 課長のご答弁は理解します。しかし、この話について今は以前ここでも何度も話した話なんですけれども、本当に、近隣町村、結局、一般質問の話じゃないですけれども、本当に行政の課題といたら、先ほどから昨日から何度も言っているようにチャイルド・プアなんていう問題は、非常にこの憂うべき現象というんか。我々が真剣に取り組んでいかないかん話。ところが、近隣町村のって、所得の再配分というところで話しましたが、これ町長が選挙に受かるための見えのような世界、うちの町長の責任と言いませんよ、近隣町村、皆、やっているんですから。本当に、現金給付に近い形のものをするのが本当にこれ、あり方として正しいんかと。しかし、あえて所得の再配分ということからしたら、町がするのがサービスであって、現金給付やないと。しかし、この医療費というのは現金給付に相当するんかどうかというのは、ちょっとクエスチョンマーク入ると思いますけれども、あえて財政に圧迫をするものを現金として出す以上、もっと明確に、やっぱりこれこれしかじかこうで、隣やっているさかいにうちところやるんやというんじゃないしに、隣そんな人気とりばかりやっているんだったら、うちところはもっと正面から見たときに、仮にですよ、チャイルド・プアが課題やということは、このほうに投資しますという、そういう理論が必要じゃないんですか。ただ、近隣町村がやっているんで格差や格差やと、隣が間違っているかもわかりません。私は、どう考えても、こういう現金給付に近いようなものは、所得の再配分という観点からしたら、僕は、ちょっとおかしいんだと思います。でも、町長がそういう意思を持ってやられるんだったら、それは認めます。ならば、財政の負担というもんかかっているんで、ここで医療費を無料にしたことによって重篤な医療費はどこに比べてこれぐらい安くなっているんですよとか、そういう具体的な例を出してください。そうしたら、私も了解します。そこら辺になったら、課長というよりももう町長が答弁してくださったら、自分の公約でもありますし、た

だ単に近隣町村がやっているからうちところやって、これで是正されましたというのは、僕は納得できません。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

決して付和雷同というような形では思っておりません。ただ、先般ですけれども、先ほども担当課長のほうからも、私も、ご答弁させていただいたことがございます。というのは、やはりこの近隣のほうで余りにも大きな格差があればおかしいのではないか、その格差の是正のためということで、私自身も、ご答弁させていただいたこともございます。現在で言いますと、2段階でこの医療費の無料化ということでさせていただいてございまして、小学校の卒業まで、そして引き続きまして中学校卒業までというような形で、現在はなっております。また、県のほうで県知事要望というような形の中で申しますと、和歌山県の町村会のほうでは、まずは小学校卒業までということで、知事さんにぜひともお願いしたいということで、要望も全体的な要望ということでさせていただいておるような状況でございます。田淵議員がおっしゃるとおり、決して近隣との競争というような形ではございません。近隣で言えば、多くの近隣が、現時点で言えば、高校卒業までというような形になっているかと思っております。私自身は、現時点で言えば、この中学校の義務教育の期間でとどめておきたいなと、このように思っております。それと、田淵議員がおっしゃったその財政負担という形もでございます。ただ、田淵議員もご存じだと思いますけれども、やはり医療費ということで今も担当課が言ったとおり、病気の重篤化とか、その辺の抑制というような形で言えば、大きな、私は、医療費のこの無料化ということではなっているのではなかろうかなと思っておりますし、保護者も、この医療費の無料化、現時点は中学校卒業ということになってございますが、これにつきましても喜んでいただいておりますものと、私自身は認識しております。選挙というような形の中で、医療費の無料化ということも、もちろん、私はそれを頭に置いてやっております。財政ということもございしますが、やはり近隣の町、そして、今、言わせていただいたとおり、県のほうにもそういった形で要望もしているということも、ここで改めて発言したいなと思っております。今後でございますが、まちの中で、この医療費の無料化、そしてひまわりこども園というような形の中で、空調関係もそうでございますが、いろんな形で美浜町は地域の子どもは地域で守るとか、大きな意味で子どもを守る施策をやっているということをやりに取り組んでまいりたいなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） もう、3回目ですので。町長とこういうやりとりしたら、いつももうこういうパターンで、同じことの繰り返しで、こっちの意味がどうしても伝わらないということで。私、言っているのは、選挙の受けを狙って、隣やっているさかいやっているというように見えますよって。ならば、数字的に重篤化しないで医療費が、他町・他県に比べてこれだけ安くなりましたよということを示してくださいって言っているんですよ。

それで、県のほうに要求をば、せめて小学校までは県に対して医療費を無料化してほしいという要求を町村会を出した、それは正しいと思います。また、むしろ、これは本来は国がするべきものであって、各町村がそれを超えてする、また各県がそれを超えてするということには、それなりの理由というもんが、きちんとした根拠という理由が必要なんです。それで、なおかつそれをやって、町長が重要施策として上げ、所信表明の中で上げたものならば、結果として、それが財政負担、財政を圧迫しますということを課題というんだったら、その解消方法を示してくださいと言っているんですよ。それは、もう1回目の質問も、今の質問も、全く一緒なんですよ。決して、その医療費の無料化するのが悪いとか、そういうものじゃなしに、なんで非常に子育てというものに熱心な日高郡市であってもいいと思います。でも、きちんとした根拠がなかったら、それだったら、一見、本当にここがお金必要としているというようなところに投資するべきではないんですか。決して、その医療費の無料化悪いと言うんじゃないし、それならそれで超えてやるんだったら、そのことを納得さす事実を列記、出してくださいって、それ言っているんですよ。もう、3回目になりますので、もうこれでやめますけれども、最初から言っているように、全く同じ話の繰り返しで、それなら近隣町村とか、これで並びましたというのと理由に上げないでくださいよ。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。田淵議員にお答えいたします。

おっしゃるとおり、財政の圧迫というのは、これは否めないと思います。ただ、私自身は、子どもの少子化対策とか、子どもの保険とか、そういった形の中で今後とも取り組んでまいりたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） 次に、第5款農林水産業費から第6款商工費について細部説明を求めます。

決算書の97ページから110ページまでです。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 次に、97ページから108ページまでの農林水産業費及び107ページから110ページまでの商工費についてご説明を申し上げます。

97ページ、農林水産業費の歳出合計額1億53,589千円で、前年度と比較して14.70%の減少となりました。歳出総額に占める割合は4.26%でございます。翌年度繰越額は繰越明許費1億48,509千円で、水産業費の日高港西川地区漁船係留施設整備事業に関するものでございます。

農業費の歳出合計額は65,321千円で、農業委員会費8,084千円は農業委員会の運営に要した経費。

99ページの農業総務費の歳出額は17,243千円で、人件費以外に町農業振興研究会への補助、有害鳥獣捕獲支援事業などがございます。

農業振興費の歳出額は6,485千円で、野菜花卉産地総合支援事業、新規就農総合支援事業などがございます。

農地費の歳出額は33,510千円で、農業集落排水事業特別会計への繰出金や小規模土地改良事業などでございます。

101ページ下段からの林業費の歳出額37,592千円は、保安林作業員の賃金として11,710千円のほか、松くい虫防除事業としての薬剤の地上散布、樹幹注入、伐倒駆除事業などでございます。

105ページ、水産業費の歳出合計額50,675千円のうち、水産業振興費では人件費以外に三尾地区増殖場造成工事19,443千円、日高港西川地区漁船係留施設整備業務11,211千円などで、1億48,509千円を翌年度へ繰り越ししてございます。

また、107ページの漁港管理費では、重機の借り上げ料などでございます。

次に、107ページの商工費の歳出合計額は17,535千円でございます。前年度と比較して45.92%の減少でございます。歳出総額に占める割合は0.49%です。主なものは、町商工会への助成金などの経費、観光費では煙樹海岸多目的広場や潮騒かおる公園などの維持管理費などのほか、観光トイレの改修工事などでございます。

以上、農林水産業費及び商工費の説明を終わります。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 先ほどから何回か質問させてもらっておりますように、町長の4年前の所信表明で、買い物難民、いわゆる買い物に行けない方のために道の駅を創設するという公約を掲げておられました。そして、この26年度が最終年度でございました。その中で、いろいろ模索されたことは私も知っております、苦勞されたということは、それなりに課長さんも含めて。それで、コンビニが町内に1軒できた。また、本年ですか、巡回店舗というんか、車で回るというようなことで、この2つで道の駅を創設するという目的というのは、これ達成されたと考えておられるのかどうかということ、1点、お伺いしたいと思います。もう一つ、もう1点ついでに、同じその所信表明の中で、煙樹ヶ浜の松林の中でヤギを飼うという話がございました。1年後でしたか、どうでしたか、その中で、町長、ヤギはもう諦めたんですかって聞いたら、いや、諦めていませんって、そういう答弁でございましたけれども、現実、一向に動く気配がございませんけれども、ここら辺はもう4年前の夢は、町長としては、破れ去ったんですか。2点。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。田淵議員にお答えいたします。

私の所信表明ということのお尋ねだったかと思います。おっしゃるとおり、道の駅というような形で、私自身は、お話をさせていただきました。これに関しましたらば、スーパーがなくなった中で買い物、その当時は買い物難民というような形で初め言ったかもわからないんですけども、現時点で言えば、買い物弱者という言葉のほうが多く使われているかと思えます。一つの方法として道の駅がどうかということ、私自身は、お話をさ

せていただきました。おっしゃるとおり、買い物弱者ですよ、買い物弱者ということ言えば、コンビニが現時点で言えば2つがございまして、あとスーパー的なこと、そして今おっしゃったとおり、車の移動販売というのが、今のところ、2つのところでされておりますので、この辺の買い物弱者という面では、大きく、私自身は、前進したというか、買い物弱者ということは解消したのではなかろうかなと、このように思っております。もう一点の保安林のヤギというような形でございしますが、これも、私自身、4年前ですか、議案ということで予算もさせていただいた記憶がございします。その中で、結局実らなかったんですけども、私自身は、今もそうなんですけれども、一向にというような形で田渕議員のお尋ねであったかと思っておりますけれども、これに関しましたらば、今も考えてございます。というのが、やはり自然の動物でございしますが、やはりその分、自然の中でございしますが、動物というのはいろんな形で、これは食べていい、これはだめというような形は自分でも判断するのが野生というか、私は、動物だと思っておりますので、それにつきまして今ここできちとした形で明言はできませんけれども、検討しているという形では、私自身は考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 買い物難民、買い物弱者ということで、この2つがあるので解消された。しかし、当初この道の駅については、この買い物弱者、買い物難民というものを解消するだけじゃなしに、この道の駅の創設にはもう一つ目的がありましたよね。美浜町の特産物をここで売って、美浜町をここで宣伝しよう。確かに、商工会あたりの、また産業建設課長のあたりのお骨折りで夕暮れ市というんか、できて、結構好評に、ここから楽しい組織がございします。しかし、この道の駅の創設ということについては、まず買い物弱者がこれで解消された、町長は認識しておられるということは一応伺っておきます。私は、それで本当に解消できたのかなという疑問を持つてはおりますけれども、それは一応聞いておきます。しかし、美浜町の特産物というのは、この道の駅との絡みの中で町長の何はどうなったのかなということ、1点。それと、ヤギの話ですけども、これはあくまでも煙樹ヶ浜の松林を守るという、保護育成という名目でのヤギの放牧だったと思います。その意味におきましては、町長になられて、実際、作業員も入れられて、草刈る、ここは、町民に、私も以前、議場で話させてもらったことあると思っておりますけれども、美しくなったという評価は住民からいただいているのは現実だと思います。しかし、この重要施策の中に公的管理というもんはやっぱり入れていかないかんということで、一度だけ、少なくとも3年に一回は、一応、この松林を全部刈っていくというようなことを続けていくと、施策的にそう考えているという話をちょっとここで、そうですねということの一つ確かめさせておいてください。その2点についてお伺いします。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。田渕議員の再質問でございします。

道の駅ということは、私、唱えましたが、現時点で言えば、なかなか進んでいないのが現実でございます。そして、保安林の下草刈り、草刈りでございますが、これは3年で大体この70haが一回りすると、私は認識しております。以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 同じく、町長の所信表明の中で地場産業の振興というものがございました。これ、4年前に書かれた話では、美浜町の地場産業の振興が必要でと、これ所信表明の部分の抜粋です。それで、農業に関しては農産物の価格の低迷云々ということで、また漁業では地引き網のシラス漁一本釣りの云々ということがございます。ここで、イセエビやアワビなどブランド品とも言えるような高級な水産物が水揚げされていますが、漁獲量の減少や漁価の低迷で厳しい経営状態にありますと、これは現状として説明して下さっております。そこで、施策として松キュウリ、松トマトのブランド化、また町と漁業組合が協賛する中で朝市の開催など提案させていただけないのか考えておりますという話でございます。

ほんで、4年間取り組んだ結果なんですけれども、この間、結果を取り組んだら漁業の話はいつも出てこないんです。農業の話ばかり出てくるんですけれども。漁業が、本当に振興上として活発になったんかどうかということは、私も、クエスチョンマーク持っているんですけども、今後の課題の中には漁業の施設と漁場の整備を行うことで、農業、漁業それぞれにおける経営の安定と発展を図っていく必要があるということでございます。あとも、ちょっとあるんですけども、これは省略しますけれども、結局、この4年間の中で産業の振興ということを上げまして、商業とか、ほかの製材業何とかも、いろんな業種があると思いますけれども、農業のほうだけの結果しか出ていない。また、なおかつ漁業のほうも低迷しているで、施策が必要やと、活発化する。そこら辺について、具体的にどのような活性化する方策というものを今回はとろうとしておられるんか、そこら辺、具体的な例をちょっと二、三、上げていただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員もご存じのとおり、なかなか漁業振興ということは現時点ではなされていないのが現実でございます。ただ、ここで申し上げたいのは、防衛省の関係でございますが、これ一貫しまして三尾地区でございます。これは、イセエビの関係の増殖場の造成とか、そして美浜のほうでございますが、日高港の西川地区の漁船係留施設というような形で、今は漁業者のなりわいの中でしやすいような形のできるだけのことを国のほうでもしていただいております。おっしゃるとおり、朝市等々は現時点ではできていないのが現実でございますが、一次産業の中で漁業振興というのはなかなか手がつけられていないのが現実でございます。美浜町ではなくて紀州日高ですか、塩屋のほうでございますが、現時点で言えば、朝市がされておる、そういった形で伺っておるような状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） やりとりが実を結ばんように思います。町長、よくいろんな建設関係だったら、コンサルへ出します、コンサルへ出しますという話、ございます。確かに、こういうソフト事業でも、長期総合計画なんかにおいたらコンサルへ出したり、お伺いします。一回、地方創生というようなことであるとしたら、そういう計画があるなら結構ですよ。それで、またそのコンサルというのもいろいろと、聞くところによりますと、口で言うばかり、計画倒れに終わるようなコンサルもあるらしいですけども、実際問題、中には本当に町づくりを考えてくれるようなコンサルもあるやに伺っております。一回、その刹那的なのというたら失礼に当たるのかもわかりませんが、行き当たりばったり、これほしい、あれほしい、あれほしい、それも思いとしては大切にしていかないかん思いだと思うんですけども、そういう一回専門的な者に、今、美浜町の産業、農業だけじゃなしに漁業も含め、いろんなものを含めて、一回ここでちょっとお金払ってでもコンサルあたりに相談してみるというようなお考えがあってもいいのかなと思うんですが、その地方創生の兼ね合わせも含めて。そこら辺で、いかがでしょうか。そういうお考えというのは、可能性としてはもう全くないのでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。田渕議員にお答えいたします。

おっしゃるとおり、地方創生というような形も一つの大きな、今後はテーマでございませぬ。その地方創生、そして長期総合計画もそうなんですけれども、これに関しましたらば、おっしゃるとおり、ご存じのとおり、コンサルも入ってございます。地方創生、そして長期総合計画もそうなんですけれども、地方創生で言えば、第一義は私もたびたびご説明もさせていただいておりますけれども、人口のことだと思えます。人口が増えるとか、増に関しましたらば、やはり産業の育成ということには、私は、結びつくかと思えます。そういった形も含めた中で、地方創生、そして長期総合計画のコンサルともその辺につきましては協議はしてまいりたいなと思えます。あくまでも、地方創生、そして長期総合計画の中で検討できるように、このように思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 次に、第7款土木費について細部説明を求めます。

決算書の109ページから118ページまでです。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 次に、109ページから118ページまでの土木費についてご説明申し上げます。

109ページ、土木費の歳出合計額は3億9,938千円で、前年度と比較して10.24%の減少、歳出総額に占める割合は8.60%でございます。

土木管理費、土木総務費の歳出額は19,187千円で、職員の人件費、各種団体への負担金などです。

111ページ、道路橋梁費の歳出合計額は1億51,122千円で、道路橋梁総務費は

5, 130千円は防犯灯の管理などに要した経費でございます。

道路維持費9, 495千円は、道路の維持管理、修繕などに要した費用を支出しています。町道のり面の草刈り、町単独工事などがございます。

113ページ、道路新設改良費の歳出合計額は1億36, 497千円でございます。主なものは、社会資本整備総合交付金を活用した吉原上田井線改良工事、蟹田橋などの橋梁長寿命化修繕工事、田井新浜線改良工事、委託料では美浜大橋耐震補強設計費などが主なものでございます。

次に、115ページの河川海岸費の歳出合計額は10, 564千円で、主なものは、西川河川改修事業推進協議会への補助金、小規模崖崩れ対策事業費などがございますが、本年度、特に土砂災害洪水ハザードマップを作成いたしましたので、砂防費で大幅な増額となっております。

港湾費は、各種団体への負担金などがございます。

115ページ下段からの都市計画費は、公共下水道事業特別会計への繰出金1億16, 024千円及び各種団体への負担金などがございます。

117ページの住宅費の歳出合計額12, 878千円は、町営住宅の管理などに要する経費でございますが、本年度は特に公共下水道の供用開始に伴う大浜団地の下水道接続工事を実施してございます。

以上で、109ページから118ページまでの土木費の説明を終わります。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ちょっと、少し課長さんにお叱りを受けるかわかりませんが、ちょっと耳の痛いお話をさせてもらいます。

先ほどの民生費の8億80, 000千円、9億円近いお金に比べまして、いよいよ土木関係の費用もここまで減ってきたか、3億円そこそこになりました。事務局長、産業建設課におられたほど、私一人で3億円の工事を担当していましたと。そういうことからいうたら、忙しい課なのに、産業建設課というんか、建設関係の職員たちが多過ぎるんじゃないんですか。ちょっと、嫌味というか、お叱りを受けるかわかりませんが、一言ちょっと言います。それと、いま一つ、やっぱり地場産業として建設業で生計を立て、なりわいをされている方もおられます。やっぱり、その町には、いざというときには工事、災害が起きたときにそれに対応するだけの民間の土木の力というものも必要でございます。そういうことからしてみたら、6月議会で副町長の、提案がありまして、どこでしたか、正確には忘れたけれども、署名をとってくるということで、天田橋を新しくかけ直して、ここの前へ道路築いて、それを津波の予防にも役立てようという署名の話がございました。私、あのことに関してみたら、今言う小さくなった建設費関係の増額して、やっぱりなりわいとする方にもそれだけの仕事を提供するという必要もあると思うし、また津波に関する老人ホームをいつまでも浸水する場所へ置いとくわけにはいきません。また、自衛隊もそうです。あの計画というのは、美浜町の津波防災に関する何を一気に解消する要素



は持っております。そこで、私も発言させてもらい、当日、6月議会では繁田議員も発言してくれて、町長、一回、東京へ行くのなら一緒に行きやんしょらよ、それぐらい根性入れてやったらなあかんのと違いますかという話したとき、町長は、努力しますというご答弁でございました。したがって、この産業建設費の中も含めて、結局、6月から今までどのような具体的な努力してきたのか、どういう現状にあるのかということについて、ちょっと説明いただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 職員数のお話でございます。

現在、この土木建築グループにおきましては4名の課員がおります。それで、議員ご指摘のように、過去には町単独事業で50,000千円なり、さらにそれ以上のそれにプラスして国庫補助事業、県補助事業ということで、多額の公共事業費があったかと思えます。それに比べると、事業費自体は少なくなっているのも事実であるところですが、今、川の問題、それから海の問題、さらには先日の災害の関係の問題等々、それから法律の改正なども含めまして、非常に、私自身、全般的に複雑になってきているのかなということを感じております。そういうことからしますと、私自身、今の4名は必ず確保していただきたいと、そう思っているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。田淵議員の2点目にお答えしたいと思います。

随分、大きな構想でございました。この件に関しまして、どういった形で6月がしておるのかというような形のご質問でございました。私自身、その後でございますが、御坊の市長ともお会いしてございます。そして、市長等の関係の中で、もう少し推移を見ていきませんかというような形の中で現時点ではそこでとどまっておる、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 町長、そのほうは頑張ってください。美浜町は、特にあの問題で全て解決されるといってもいいんですから、今後も注目して質問もさせていただきます。そこでですが、本来だったら公共下水のほうで聞くべき内容かもわかりません。しかし、今、言っておられますように、課長も、それだけの課員はどうしても必要やということで、ここで公共下水道の事業会計の1億16,000千円ほど繰り出しておりますので、ここでついでに仕事量というんか、工事量を増やすという意味で伺っておきたいと思っておりますけれども、公共下水の松原処理区、当初では1期工事と2期工事、そのスペースも確保していますよね。しかし、ちょっと噂に聞きますと、この人口の減少の中で第2期工事が必要であるかどうかというような話もちらほらと聞こえてまいります。それで、今、本ノ脇も繋いでできた中で、この2期工事というものは、どのような方向に流れていくんだ、一気

にもうそうやって工事費も3億30,000千円少なくなってきたら、やっぱり将来、ぼんと2期工事までやるべきやという話、必要であれば、そういう考え方も出てまいります。そこら辺で、これはどなたにお伺いさせてもろたらええんかどうか、ちょっと私もわかりませんが、松原処理区の第2期工事というものは、おおよそ計画では幾らぐらいになるんや、いや、もうこれはというんか、ほいで今の第1期工事で大体何%ぐらい処理できているんやという、そこら辺、全体的な姿についてお示しいただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課主幹。

○上下水道課主幹産業建設課兼務（大星好史君） 田淵議員にお答えします。

松原処理区の現状でございます。平成17年6月に1期工事の処理場が完成いたしまして、それ以後、管路工事といたしましては、今現在も本ノ脇も含めて進めているところではございます。それで、処理場の2期工事についてでございますけれども、2期工事については約3億ほどかかろうかと思っております。それで、今、流入量としましては、計画の大体55%程度の流入がございます。それで、今年8月から、田井畑地区につきましてはもう全面供用開始になりました。それと、本ノ脇地区につきましては、今年度及び来年度の早い段階で全て供用開始になるであろうと考えております。それで、公共下水道の場合、3年以内に接続してくださいという下水道法上の決まりもございますので、そこらをめどに、流入量と相談しながら2期工事を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ご指摘も当然だと思うんですよ、公共下水の話聞くに。しかし、1億16,000千円の繰り出しがあるということで工事費ということで聞くんですけども、結局、そうしたらその第2期工事というのは3億円ほどで、当初計画しておいた施設よりもかなり小さくなる可能性があるかと判断させてもらってよろしいんでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課主幹。

○上下水道課主幹産業建設課兼務（大星好史君） 田淵議員にお答えします。

平成20年の全体計画の見直しを行いまして、やはり人口の減少というのが発生してございます。今、全体計画の目標年度が平成37年度になっておりますけれども、今、1系列ある、規模で言うと約半分ぐらいの処理能力を有する処理槽ということになります。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ということは、皆さんが3年以内に繋いでいただいても50%ということは、もしかしたら1系列で賄える可能性があるかと判断しておいてもよろしいんでしょうか。可能性で、結構です。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課主幹。

○上下水道課主幹産業建設課兼務（大星好史君） 田淵議員にお答えします。

今の現状でありますと1系列、今の施設で処理できる可能性が高いといたしますか、まあまあ、高いように考えております。

○議長（鈴木基次君） それでは、しばらく休憩します。

再開は2時55分とします。

午後二時四十二分休憩

—————・—————  
午後二時五十五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

次に、第8款消防費について細部説明を求めます。

決算書の117ページから124ページまでです。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 117ページから124ページまでの消防費についてご説明申し上げます。

117ページ、消防費の歳出合計額は2億9,514千円でございます。前年度と比較して15.49%の減少となりました。消防費の歳出総額に占める割合は5.81%でございます。翌年度繰越額は繰越明許費497千円で、地域防災計画の印刷費でございます。

非常備消防費9,411千円は消防団活動に要した経費で、消防団員の報酬、共済費などを支出してございます。

119ページ、消防施設費12,515千円は、主に消防車両の維持管理及び消防資機材の購入に要する経費と昨年度からの新浜消防車庫新築工事となっております。

121ページ、災害対策費65,312千円は、地域防災計画委託業務、松原地区高台予定避難場所基本実施設計委託、事業継続計画策定業務、浜ノ瀬分館屋上避難施設整備設計委託、蓄電式避難誘導灯設置、ソーラーLED避難誘導灯設置などが主なものでございます。負担金補助及び交付金では、和歌山県耐震化促進事業、各地区自主防災会活動支援助成金などとなっております。

123ページ、常備消防費の歳出額は1億22,276千円で、日高広域消防事務組合負担金などでございます。

以上、117ページから124ページまでの消防費の説明を終わります。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。碓井議員。

○3番（碓井啓介君） ちょっと、お尋ねしたいんですけども、122ページ、旧田井畑集会場解体撤去工事設計委託、設計の委託料やと思いますけれども、この旧の田井畑の集会場、区のほうからこのまま残すというようなお話、出ていると思うんですけども、これは、ただ解体の設計を委託したというだけで止まっているということですか、解体にはいかないということですか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 碓井議員にお答えします。

122ページにあります委託料、旧田井畑集会場解体撤去工事設計委託でございますが、このとおり、885,600円を昨年度執行しましたが、当初の計画から変更がありまして、これについては、今現在は解体撤去の工事設計を委託したのみにとどまっております。

また、田井畑地区の地区要望でもありましたが、地区からもその旧田井畑集会場の存続を望まれていることでもありますので、今のところは現状のままということの予定でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ございませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） 次に、第9款教育費について細部説明を求めます。

決算書の123ページから148ページまでです。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 次に、123ページから148ページまでの教育費についてご説明申し上げます。

123ページの教育費の歳出合計額は4億76,721千円で、前年度と比較して9.56%の減少となりました。歳出総額に占める割合は13.22%です。

123ページ、教育総務費の歳出合計額は53,163千円でございます。

教育委員会費は、教育委員などの報酬及び教育委員会運営に要した経費でございます。

事務局費の歳出額42,568千円は、教育長ほか職員の人件費、通学バス運行委託1,147千円、本年度はいわゆる新教育長制度に伴う例規の整備支援業務864千円など、事務局経費でございます。

125ページ、教育諸費では、負担金補助及び交付金として総合的な学習補助800千円、演劇公演助成500千円など、その他各種協議会などへの負担金でございます。

127ページ、外国青年招致事業費は、英語指導助手の活用に要した経費でございます。

次に、小学校費の歳出合計額は90,893千円で、小学校の管理運営に要する経費でございます。昨年度は、教室の空調設備の整備工事があった関係から、本年度の決算額は大幅な減少となっておりますが、本年度は、2つの小学校の体育館の非構造部材耐震改修工事を行っております。

131ページ、教育振興費は、教材、教具等の購入に要する備品購入費、準要保護の扶助費でございます。

131ページ下段からの中学校費の歳出合計額は74,357千円で、中学校の管理運営に要する経費でございますが、体育館の非構造部材耐震改修工事を行ったため、決算額は大幅に増加しております。

次に、135ページ、こども園費の歳出合計額は1億55,173千円で、職員及び臨時職員の人件費、給食の賄い材料費、その他ひまわりこども園の管理運営に要する経費でございます。本年度は、特に法改正に伴い、子ども・子育て支援事業計画策定業務を行っております。

137ページ下段からの社会教育費の歳出合計額は40,212千円でございます。

139ページ、社会教育総務費は、公民館職員の人件費と社会教育や成人式に要した経費でございます。公民館費の歳出合計額は11,848千円で、各公民館の維持管理経費

でございます。

141ページ下段の文化振興費は、町文化協会、大賀ハス保存会などへの補助金などでございます。

143ページの図書館費8,058千円は、臨時職員の一般賃金や社会保険料、図書購入費、その他の管理運営に要する経費でございます。本年度、初めて再任用職員を図書館に配属いたしました。人件費については総務費に一括計上してございますので、ここには含まれてございません。一方、本年度は、新しいパソコンシステムの更新と指定寄附による図書の購入がありましたので、決算額は増額となっております。

次に、145ページ、保健体育費の歳出合計額は62,923千円でございます。

保健体育総務費の歳出額は1,775千円で、スポーツ推進員の報酬、町体育協会への大会運営などの委託料及び町体育協会などへの補助金など、体育関係事業運営に要した経費でございます。

体育施設費の歳出額は8,293千円で、体育施設の管理に要した経費でございます。本年度は、特に体育センターほかのトイレ改修費が増額の要因となっております。

147ページの学校給食施設費の歳出合計額52,855千円は、学校給食の運営に要した経費でございます。

以上で、123ページから148ページまでの教育費の説明を終わります。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。高野議員。

○7番（高野正君） 7番です。

130ページ、委託料というところで、警備委託料、何委託料って書いてありますが、18から流用、36,140円とありますが、不用額、ざっと8倍近くの不用額が315,890円、これ委託料なんて、もともとからわかることやないですかねと思うんです。それに、足りなくなったからよそから流用してきて、備品購入費から流用したんですか。それで、なおかつ不用額が310千円も出ている。何で、こういうことになるのか、理由をお聞かせください。それで、次いでとっては何ですが、よく似たことが、144ページ、図書館費ですか、社会保険料、雇用保険料で足りなくなったんで需要費から8,957円ですか、流用してきたにもかかわらず、04へ295,749円を流用して、なおかつ15,803円の不用額が出ております。同じようなことが言えると思うんですが、今回、何々から流用してきて何々へ流用するというのが非常に少なくなったと思っておりますが、監査委員からの指摘もあったように、流用がいつになく多いのかなと感じております。それで、こういった理由をはっきりと納得がいくように、ご説明いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 高野議員にお答えをいたします。

まず、130ページのほうですが、委託料として36,140円流用ということになっ

ておりますが、これにつきましては、緑育推進事業というのがございまして、これは松原小学校でこれ実施をいたしました。ただ、その実施の申請の時期が4月を越えてからのものになっております。ですから、当初のときにはこれがわからないというか、そういう状態のものでありましたので、ここで流用をさせてもらったということです。あと、この不用額のところにつきましては、工事があると思うんですが、その額が後からまた戻ってきたというか、そういうことになって入れたのに不用額が多くなったという、そのことになります。緑育がこの春先でありますので、ということで、ご了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（鈴木基次君） 中央公民館長。

○中央公民館長（塩崎清則君） 高野議員にお答えします。

図書館費の中の共済費ですけれども、図書館費の賃金も含めてですが、当初、予算取るときに、賃金と共済費、図書館費で臨時職員2人分計上しておりましたんですけれども、図書館のほうへ再任用の職員行きました関係で、1人、図書館の職員、公民館のほうへ変わっています。それで、公民館のほうへその1人分の臨時職員の賃金、共済費を振ったわけです。ほいで、最終的にまた7月から非常勤職員雇った関係で、どうしても8,957円足らなくなるということで、流用させていただきました。

以上です。おわかりでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） その図書館のほうでというのは、再任用雇用も前年度からわかっておりましたね、そういうことが。途中で辞めたとき、何か補正で不用額になったかな、不用額って要らんで、そのまま置いといたらそのままいけたんですね。ただ、図書館では、1人辞めて途中で1人入った、その間、空白があっても、金の移動ってほとんどなかったように思ったんですが、あったんかな。あったのなら、今ので、ほぼそのとおりだと思いますが、なかったんなら、じゃ、この人間の出入りがあっても金の移動がなかったらそのまま、まだここに不用額で出てきたと思う、その1カ月か、2カ月か、その分についてはね。出てくるんやけれども、その金の移動と人間の異動と同じように、やめたらやめたですぐ不用額で戻ってきて、入ったら入ったでまた予算組んで、そんな金の出し入れしてないでしょう。そのままだったん、違うんですか。その辺、もう少しもう一遍、もう一度お願いします。これでやめときます。

○議長（鈴木基次君） 中央公民館長。

○中央公民館長（塩崎清則君） お答えします。

最終的に社会保険と雇用保険の計算をした時点で8,957円、その7月に採用しました非常勤職員の分が足りないということで、流用させていただいたんです。8,957円です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） はい。教育長にお伺いします。

ここに、美浜町教育委員会の点検評価報告書というものがございます。この中ですけれども、3番目として生涯学習の推進（生涯スポーツの振興）というものがございます。今まで、町長なり、教育長とお話ししてきた中で、この議場で話してきた中で、古屋教育長が一番この生涯学習というものについて正しい認識を持っておられるなって、私、そう感じております。おだてじゃないんです。そこでですけれども、古屋教育長の感性からしてみたら、生涯学習の推進って括弧して生涯スポーツなんかこんなところへ持ってくるの、ちょっと滑稽に、理解できると思うんです。

そこで、この基本方針見たら、幼児期から高齢期に至るまで云々と書いて、基本方針の下から3行目の実現を向けて取り組むということまでは、結局、本当の生涯学習の推進ということの内容を上げておりますよね。ほんで、この下の2行までだけが、また住民が気軽にスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるように生涯スポーツの普及、推進に振興に努めるで、この2行だけ、実際、スポーツということですね。実際、ところがこの評価しているというのは、活動しているというのは、皆、スポーツの話がほとんどで、生涯学習というものについての、強いて言えば、図書館では生涯学習の時代にふさわしいという、こういう評価の仕方しているんです。

それで、これは教育委員会がしたものなんで、ちょっとそれは、教育長、全部責任が押しつけられても困りますよということになるのかもしれませんが、今はちょっと組織も変わりましたんで。教育長の生涯学習に対する認識からしてみたら、この括弧、生涯スポーツの振興というものをとってつけたように、要するに教育委員会のほうへ生涯学習そのものを押しつけるのは、私、本来おかしいと思うんですよ。でも、教育委員会来た以上、そこへスポーツをひっつけて、それでこう教育委員会の活動、教育の取り組みという評価の仕方しているというのは、非常に不自然だと、教育長も思うと思うんです。今年なり、何なり、ここの結果を見せてもうて、どこかで教育委員会のほうに町長が生涯学習というものを願うするんですよというたら、もうそれはそれとして、こちら辺を、一遍、本当に教育委員会が町の全体の生涯学習についての活動を担うというような方針にこれ変えてみませんか。私、提案のほうですけれども、古屋教育長だったら、私が、こう今何を言っているかという意味、伝わると思うんです。ほんで、それまず一番大きな1点ですけど、その中で、今後の課題、方向、一番最後ですけども、この生涯学習の機会創出と環境整備としては、19年度からお話出張講座やっていると。ほんで、ずっと4講座の68名から始まって、こうずっと書いてくれているんですけども、どうも今のそのお話講座というのが、生涯学習そのものの内容に役立っているのかなというたら、ないとは絶対申しません、効果はそれなりにあると思うんです。でも、その目的達成からしてみたら、もうちょっとこのこれも、入江町長の時代になって生涯学習の推進というもんを、出張お話講座を活用して行うという方針を出したんです。だから、そう出した以上、出張お話講座というものを、生涯学習の推進の柱、古屋教育長が、いや、これしかええとって変えられてもいいと思うんですよ。でも、今のその出張お話講座でその生涯学習の推進という

のが満足できる状態にあるのかと。僕、むしろ古屋教育長の思うように、ここら辺、スポーツというものはスポーツのもので独立するなり、切り離して、生涯学習は生涯学習として、ここで一つの項目を上げて推進していくべきだと思うんです。これ、長計との兼ね合わせもあるというのを知った上で質問しているんですけど、そこら辺、いかがですか。私が言っているような方向で、一遍、ここら辺、洗い直してみる機会だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 大変大きな問題で、大変答えにくいわけなんですけれども、まずこの生涯学習と生涯スポーツの関係ですが、基本的には、やはり生涯スポーツ、いわゆる勝負にこだわらない、体を鍛える、長く動くことができる、そういう体づくりというんですか、そこらあたりが基本にあるように思います。そういった意味から、体を鍛えるという意味から言えば、生涯学習の根底にあるのではないかなと、そのような考え方も持っております。先ほどからおっしゃられております田淵議員さんのお考え、ここらあたりも、一遍、僕も検討、もう一度させていただいて考えてみたいなというふうなことを思います。

それから、もう一点、そのお話出張講座の件ですが、これも以前にもちょっと触れさせていただいたこともあるわけなんですけど、いわゆる生涯学習社会という山の頂上へ登るためには幾つかのルートがあると。出張講座もそのルートの中の1コマであると、私は思っております。これが全てではないと。いろんな形のものがあるように思いますので、それぞれのこのルートを使いながら頂上を目指していくのが、私たちの仕事ではないかなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の教育長の答えで納得しますというんか、何らそれで私も満足します。ちょっと、今、探しているんで、ちょっと機会あったら、教育長に読んでおいていただきたいと思うことなんですけれども、今年から、この評価表の中に、議会の改革、議会が指摘する重要施策ということを載せさせてもらっております。これは、多分、教育長の手元までいっていないのかもわかりませんが、その中の一番最初に、議会として、結局、健全な町づくりするというのは、中心になるのは生涯学習やないかという話、載せております。一回、お目通しというんか、議会としての意思として、ちょっと議会が指摘する重要施策の1つ目に書いておりますので、一遍読んでおいてほしいなと、そんなに思います。ソーシャルキャピタルということについて、生涯学習について言っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木基次君） それでは、次に第10款公債費から財産に関する調書について細部説明を求めます。

決算書の147ページから155ページです。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 次に、147ページ下段から末尾までの公債費、予備費、



実質収支に関する調書、財産に関する調書についてご説明申し上げます。

147ページ、公債費の歳出総額は3億38,513千円で、前年度と比較して2.40%の減少となりました。歳出総額に占める割合は9.39%でございます。公債費のうち、元金償還金は2億96,497千円、利子償還額は42,016千円でございます。

149ページの予備費からの流用額は1,580千円で、庁舎屋上高架水槽及び消防設備の修理費、医療機関の請求間違いによる療育医療費、第三者による事情聴取のための弁護士費用の支払いに充当したものでございます。

151ページに実質収支に関する調書、152ページ以降に財産に関する調書を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、細部説明を終わります。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） それでは、最後に締めくくりの質疑を行います。質疑漏れ等ございましたら、1人1回程度の質疑を許します。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 1回しかさせてくれんのに、ちょっと些細なこと聞くの非常に悪いんですけど、さっき忘れたんで。

50ページに、コンビニ収納の手数料というのが252千円ほど計上されております。コンビニで税金が納められるということが、今の時代に必要なことかもわかりません。それは、理解もします。たしか記憶が正しければ5,000千円ぐらいのそういう手続があったと思います。それで、1年経ったわけなんです。それで、聞きたいんは、初めてやってみて、これから増えてくるんかもわかりませんけれども、幾らぐらいコンビニで収納が、何件ぐらいで、合計幾らぐらいあったのかなという、ちょっと初めてでこんな知りたいなと思いますので、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（鈴木基次君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 田渕議員のご質問にお答えいたします。

コンビニ収納は税金のほうで行っているんですけども、住民税のほうで、窓口でお金をお払いしていく方のうち、住民税が29.85%、固定資産税で25.12%、軽自動車税で31.88%、国保で24.68%、合計しますと26.47%でございます。全体で20,000件ぐらいの取り扱いあるんですけども、そのうちの5,330件がコンビニということ。あと、口座振替のほうで、全体100%にいたしましたら窓口が48.6、コンビニが17.5、口座振替で33.9となっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、起立によって行います。この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○議長（鈴木基次君） 起立多数です。したがって、認定第8号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算については認定することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後三時二十七分散会

再開はあす午前9時です。